

一般会計予算決算常任委員会記録

平成28年3月15日

【開催日】 平成28年3月15日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後5時15分

【出席委員】

委員長	伊藤 實	副委員長	小野 泰
委員	岡山 明	委員	河野 朋子
委員	笹木 慶之	委員	下瀬 俊夫
委員	中村 博行	委員	松尾 数則
委員	矢田 松夫		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山 信義	副議長	三浦 英統
----	-------	-----	-------

【傍聴議員】

議員	河崎 平男	議員	杉本 保喜
議員	中島 好人	議員	山田 伸幸

【執行部出席者】

総務部長	中村 聡	総務部次長兼総務課長	大田 好夫
総務課主幹	幡生 隆太郎	総務課主査兼広報係長	矢野 徹
総務課法制係長	野村 豪	総務課危機管理室長	大下 賢二
人事課長	城戸 信之	人事課主幹	辻村 征宏
人事課人事係長	山本 満康	人事課給与係長	古谷 雅俊
税務課長	古谷 昌章	税務課主幹	藤山 雅之
税務課主査兼収納係長	藤上 尚美	税務課主査兼市民税係長	銭谷 憲典
税務課主査兼固定資産税係長	藤本 義忠	債権特別対策室長	保永 彰
債権特別対策室長補佐	喜久田 浩	地籍調査課長	伊藤 敦
地籍調査課調査係長	畑中 徳行	消防課長	山本 晃
消防課主幹	末永 和義	消防課消防庶務係長	和田 英樹
総合政策部長	芳司 修重	総合政策部次長兼企画課長	川地 諭
企画課主査	河田 圭司	企画課企画係長	杉山 洋子
企画課行革推進係長	別府 隆行	財政課長	篠原 正裕
財政課主査兼財政係長	山本 玄	管財課長	高橋 敏明

管財課主幹	井上正満	管財課主査兼財産管理係長	梅田智幸
情報管理課長	山根正幸	情報管理課主幹	柏村照美
情報管理課情報政策係長	石橋啓介	情報管理課統計係長	岩壁寿恵
市民生活部長	小野信	市民生活部次長兼環境課長	佐久間昌彦
市民課長	山根和美	市民課主査	光井誠司
市民課戸籍係長	森山まゆみ	協働推進課長	桶谷一博
協働推進課主幹	石田恵子	協働推進課市民交流係長	増富久之
人権・男女共同参画室長	岩佐清彦	人権・男女共同参画室主査	亀田由紀枝
生活安全課長	井本雅友	生活安全課課長補佐	吉田悦弘
生活安全課主査	亀崎芳江	環境課課長補佐	木村清次郎
環境課生活衛生係長	岩壁裕樹	環境課環境保全係長	縄田誠
環境事業課長	渡邊育学	環境事業課課長補佐	池田康雄
環境衛生センター主任	松尾勝義	小野田浄化センター主任	磯部修一
健康福祉部長	河合久雄	健康福祉部次長兼社会福祉課長	岩本良治
健康増進課長	山根愛子	健康増進課課長補佐	河野静恵
健康増進課主査	木本順二	健康増進課主査	石井尚子
成長戦略室長	大田宏	成長戦略室副室長	大谷剛士
文化会館長	西田実	文化会館主査	舩林康則
市民館長	金子雅宏	成長戦略室主幹	川崎信宏
監理室長	谷岡信昭	監理室技監	中本勝裕
山陽総合事務所長	吉藤康彦	山陽総合事務所副所長	藏本一成
地域活性化室長	山相信安	出納室主幹	堤泰秀
選挙管理委員会事務局長	藤村安彦	選挙管理委員会事務局選挙係長	松永真由美
監査委員事務局長	沼口宏	公平委員会事務局長	岩崎秀司

【事務局出席者】

局長	古川博三	局次長	清水保
----	------	-----	-----

【審査事項】

- 1 議案第15号 平成28年度山陽小野田市一般会計予算について

午前9時 開会

伊藤實委員長 それでは一般会計予算決算常任委員会を開きます。議案第15号平成28年度山陽小野田市一般会計予算について審査に入りますが、審査日程はお手元の資料のとおり進めていきたいと思っております。審査の方

法については審査番号ごとに行いますが、まず審査事業のうち、番号を四角で囲っている新規事業について説明の後、質疑。次に四角で囲っていない継続事業について説明を受けず、質疑のみを行います。だから継続事業については説明なしで質疑ということは毎回そのような格好にしていますので、新規事業のみ説明を受けるということです。最後に審査事業以外の部分について質疑を行います。それでは最初に歳入歳出の総括説明を執行部からお願いします。

芳司総合政策部長 平成28年度山陽小野田市一般会計予算の審査を受けるに当たり、事前に配布した資料の中で各事業の事務事業調書の評価方法の一部変更等がありますので、まずそのことを企画課から説明して、続けて新年度予算の歳入歳出について総括的な説明を財政課からします。

川地総合政策部次長兼企画課長 平成28年度の総括説明の前に、まず、昨年、市議会が平成27年度山陽小野田市一般会計予算の議決及び平成26年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算の認定に際して、附帯決議を議決されたことを踏まえ、その内容と対応について、資料を配布しています。A4、2枚で、附帯決議の内容、対応、担当課を記載しています。当該資料をもって報告に代えます。続いて、一般会計予算決算常任委員会の審査に先立ち、審査資料となっています事務事業調書の評価について説明しますので、配布したA3の企画課から提出した資料2「事務事業の評価項目ごとの評価表」を御覧ください。平成28年度の予算要求に先立つ事業の評価は、こちらに記載している三つの視点と九つの評価項目に基づいて行いました。まず、表の一番左、上から順に、視点、評価項目、内容、5点、3点、1点と見ていきます。まず、一番上の「視点」の行は、妥当性・有効性・効率性の三つの視点を掲げ、その下に合計九つの評価項目を定めています。「内容」の行は、その評価項目で検討する内容を示し、これより下の5点、3点、1点の各行は、対象となる事業に照らして、評価項目における配点ごとに該当する要件及びその点数を示しており、これにより評価点を決定します。例えば一番左の「妥当性」の視点における「目的の妥当性」の評価項目を見てみますと、この評価項目は「内容」の欄に記載しているとおり、目的が総合計画の趣旨に沿い、事務事業の意図が住民ニーズを踏まえているかという点を評価します。事業の目的や意図の達成が総合計画の施策に沿うこと、かつ、これを望む住民ニーズが高いと示すことのできる事業であれば5点、目的や意図の達成が総合計画の施策に沿う事業であれば3点、既に目的や意図を達成しているため終了を検討すべき事業又は過去3年間の目的や意図

の達成度が低いまま推移している事業であれば1点を評価点とします。同様の検討を残り八つの評価項目について行い、その合計点を算出して事業の評価点としました。評価項目に対する配点は、「妥当性」に関する三つの評価項目と「有効性」における「事業の優先度」、すなわち左から四つ目の評価項目までは5点、3点、1点とし、続く「類似事業の存在」、「個別計画・政策との整合性」は、存在の有無、整合性の有無を判断する項目であることから5点、1点とし、「効率性」の三つの評価項目については3点、1点とし、全事業を一律に39点満点とすることで事業を比較しやすくしています。なお、妥当性、有効性よりも財源に係る視点である効率性の配点を低くした理由は、事業における妥当性、有効性をより重視して事業の選択を行いたいという考えによるものです。以上に基づき、各課が評価を行って提出した事務事業調書について、予算要求前の10月から11月にかけて、企画課で臨時的経費に係る全事業およそ450事業の評価点を算出し、市長決裁で評価を確定しました。また、その後行われた各課から財政課への平成28年度の臨時的経費の予算要求は、評価点の合計が29点以上の事業に絞って行われたところです。次に平成27年度において評価の一部を変更したことについて説明しますので、お手元に配付しているA4の企画課から提出した資料1「評価項目の変更について」を御覧ください。平成26年度は、資料1の中ほどにあるように「妥当性」、「有効性」、「効率性」の三つの視点と九つの評価項目に基づき、評価しました。また、さらに2段階目の評価として、資料1の下から3行目に記載しているとおり「当該事業について翌年度に実施すべきかどうか」という観点から、優先的に支出を確保すべき事業を「A計画的な支出が必要な事業」、法律改正やシステム改修などの事業を「B対応が必要な事業」、市の計画、ビジョンに基づく事業などを「C市の裁量による事業」とし、3段階の評価を行いました。以上のとおり平成26年度の評価を行ったところ、2段階の評価が全体として複雑な評価制度となったことから、「翌年度において実施すべきかどうか」を判断していた評価内容を九つの評価項目の中に含めて判断できるように改めました。具体的には、資料1の色が付いている評価項目を御覧ください。この三つが平成26年度から平成27年度にかけて、すなわち平成28年度予算に係る事業の評価に先立ち、変更した項目となります。まず、「目標達成度」を「事業の優先度」に変更しています。昨年度は、事業ごとに前年度の単年度目標を達成できたかどうかという点を評価する項目としていましたが、新規事業の場合に実績がないことから配点が0点になってしまうため、一律に事業を取り扱うことができないという課題がありました。また、「有効性」の視点において、事業を他

の事業と比較して実施すべきか否かという優先性を評価できるようにするため、変更したものです。次に「上位施策への貢献度」は「個別計画・政策との整合性」に変更しました。昨年度は、事業の成果が総合計画の上位施策の目的達成に貢献しているかという点を評価する項目としていましたが、上位施策に対する貢献度を事業単体で客観的に図ることが困難であることから、予算要求に当たっては個別計画にその事業が掲載されているか又は現時点で国や県が政策として強く打ち出している事業に沿うものであるかということの評価する項目としました。三つ目として「負担割合の適正化」は「受益者負担の適正化」に変更しました。昨年度は、コスト全体に占める市の負担割合、補助割合は適正であるかという点を評価する項目としていましたが、国県との負担割合よりも受益者負担を適正に求めているかということの評価するものとししました。簡単ですが、変更点については以上です。今後についても効果的な事業評価を実施できるよう、適宜、様式及び評価項目の改善を図っていきたいと考えています。

伊藤實委員長　ここまでで委員からの意見を聞きたいと思います。まず、最初に27年度予算に対する附帯決議について執行部から資料が提出されましたが、そのことに関して何か委員からありますか。

下瀬俊夫委員　意見が分かれるところですが、これまで附帯決議という形で議会決議、議会の決定事項にしていたわけですね。決定事項の場合と委員長報告の違いを執行部はどう受け止めているか教えてください。

川地総合政策部次長兼企画課長　両方とも、執行部としては非常に尊重するというスタンスですけれども、特に議会決議については議会で議決されたものですから、より重要視するというところで努めています。

下瀬俊夫委員　物すごく抽象的な捉え方ですよ。より重視をするという「より」とはどういう意味ですか。

川地総合政策部次長兼企画課長　決議の内容にもよりますが、議会決議を優先するということになるかと思います。

伊藤實委員長　附帯決議についても毎回改善されて、分かりやすくなっていることは評価したいと思います。それでは続いて評価について、評価表、評価点の見直し等についてありますか。

岡山明委員 450事業で、その平均点は幾らぐらいですか。

川地総合政策部次長兼企画課長 平均点は回答しにくいので、事業数の多い点数は33点で、事業数にして125ほどあります。

下瀬俊夫委員 目標達成度と事業の優先度という基準を変えたわけですね。達成度というのは事業に対しての達成率。ところが優先度というのは相対的なものですね。そこら辺の基準の決め方がよく分からないんです。達成度と優先度の違いは、何をもちってそう変更したのかがよく分からない。

杉山企画課企画係長 目標達成度ですけれども、目標達成は事務事業評価等においても成果指標、活動指標を設定して事業を実施するようにしているんですけれども、この目標達成度というのは事務事業を行った後に、その評価を検証するためのツールとしての側面が強くて、効果があったかどうかということ計ることも必要ですけど、むしろ出口のところでそれを検証して、翌年度の実施計画を作るときにどのように役立てるかということヒアリングの中でも材料として使っています。一方、事業優先度というのが少し分かりにくいものではあるんですけど、26年度の評価項目を見たときに、この事業をなぜしなくてはいけないかということ、結局こちらの評価項目に分解しているわけですけれども、優先度の中には結局5点、3点、1点というものが負担金事業なのか、例えば生活保護であったり福祉系の負担金の事業又は補助金の事業とありますけど、そういった負担金事業であったり、債務負担行為を既に組んでいる事業については必ずしないといけないという度合いが強くなりますが、そういったことを判断する評価項目が入っていませんでしたので、そこを項目として入れ替えたという状態です。

伊藤實委員長 ほかによろしいですか。評価についても毎回委員会からも指摘をしてきましたが、なかなか完璧には難しいんでしょうけど、このように改善したということについても評価したいと思います。それでは引き続きお願いします。

篠原財政課長 それでは、お手元の予算書、予算に関する説明書の2ページ、第1条に定めているとおり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ286億7,400万円で、前年度当初予算と比較して15.6%、38

億6,900万円の増額となっています。第2条により債務負担行為、第3条により地方債を定め、第4条により一時借入金の最高額を70億円としています。また、第5条により歳出予算の各項間の経費の流用範囲を定めています。3ページ、第1表歳入歳出予算の歳入として、1款市税から6ページの21款市債までの款項の区分ごとの金額を記載しています。また、7ページから歳出として、1款議会費から9ページの13款予備費までの款項の区分ごとの金額を記載しています。10ページ、第2表債務負担行為として、文書管理システム更新事業、以下八つの事業について設定しています。11ページでは、第3表地方債については、大学校舎建設事業債以下、24の地方債について限度額、起債の方法などを定めています。次に15ページ、16ページ、歳入歳出予算事項別明細書の総括として歳入を、18、19ページでは歳出をまとめ、記載しています。続いて、事項別明細書の歳入について、款項を追って、その概要を説明します。20、21ページ、1款市税、1項市民税は37億8,096万7,000円を計上しており、地域経済に回復の兆しが見られることなどにより、増を見込んでいます。2項固定資産税は、47億566万1,000円を計上しています。地価の下落修正による土地の減や償却資産の減はあるものの、家屋の新築、増改築などによる増を見込んでいます。また、3項軽自動車税、22、23ページの4項市たばこ税は、税制改正の状況を加味し、5項入湯税は前年度の実績を勘案、6項都市計画税は固定資産税の動向を考慮しています。1款市税全体では対前年度1.4%、1億3,611万8,000円増の96億8,058万7,000円を計上しています。22、23ページの2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、24、25ページの2項自動車重量譲与税、3項特別とん譲与税については、それぞれの実績見込みや国の地方財政計画の伸び率を勘案しており、2款地方譲与税全体では、対前年度3.4%、700万円減の2億円を計上しています。24ページから27ページの各種交付金についても、実績見込みや地方財政計画等を勘案しており、3款1項の利子割交付金は前年度同額の2,100万円、4款1項の配当割交付金は263.6%、2,900万円増の4,000万円、5款1項の株式等譲渡所得割交付金は212.5%、1,700万円増の2,500万円。次の26、27ページの6款1項の地方消費税交付金は25.8%、2億4,000万円増の11億7,000万円、7款1項のゴルフ場利用税交付金は前年度同額の7,000万円、8款1項の自動車取得税交付金は28.0%、700万円増の3,200万円、9款1項の地方特例交付金は7.1%、200万円増の3,000万円を計上しています。10款1項の地方交付税は、普通交付税では、合併算定替えの終了による段階

的減少の2年目に当たり、減額が見込まれますが、新たに山口東京理科大学に係る運営経費が基準財政需要額に算入されることなどから、55億円を見込み、また、特別交付税は前年度同額の6億7,000万円を見込み、10款全体では26.7%、13億円増の61億7,000万円を計上しています。28ページ、29ページの11款1項交通安全対策特別交付金は、前年度同額の800万円を計上しています。また、12款分担金及び負担金、1項分担金では、土地改良事業において、県営基盤整備促進事業に係る地元分担金の96万円を計上し、2項の負担金では、保育所運営費負担金において私立保育園保護者負担金の増などにより、3億1万4,000円を計上しており、12款全体では4.7%、1,362万7,000円増の3億97万4,000円を計上しています。28ページから33ページの13款使用料及び手数料、1項使用料では、公の施設使用料、占用料、行政財産使用料などの実績勘案になどより、1.7%減の4億1,150万3,000円を計上しており、32ページから35ページの2項手数料も実績等を勘案するほか、下水道事業特別会計から支払われる汚泥処理手数料や有帆緑地処分場における建設残土処理手数料の増などにより、4.4%増の1億6,997万5,000円を計上しています。また、3項証紙収入は指定ごみ袋の証紙収入であり、1,755万6,000円を計上しており、13款全体では前年度とほぼ同額の11万円増の5億9,903万4,000円を計上しています。34ページから37ページの14款国庫支出金、1項国庫負担金は、地域型保育給付費負担金の皆増や自立支援給付費、保育所運営費の増などがあり、30億3,812万3,000円を計上しており、36ページから39ページの2項国庫補助金は、子育て世帯臨時特例給付費や学校施設環境改善交付金などの皆減や個人番号カード交付事業費補助金や社会保障・税番号制度システム整備費などの減があるものの、子ども・子育て支援交付金の皆増や臨時福祉給付金給付事業費などの増により、5億8,312万5,000円を計上しており、40、41ページの3項委託金は、参議院議員選挙事務費の皆増などにより、4,219万8,000円を計上しています。14款全体では、10.1%、3億3,536万9,000円増の36億6,344万6,000円を計上しています。40ページから43ページの15款県支出金、1項県負担金は、地域型保育給付費負担金の皆増や自立支援給付費、保育所運営費の増などにより、10億8,895万2,000円を計上しています。42ページから47ページの2項県補助金は、保育緊急確保事業費などの皆減や石油貯蔵施設立地対策等補助金などの減があるものの、介護施設等施設整備補助金や介護施設等開設準備経費補助金、新規就業者受入体制整備事業補助金の皆増などにより、

7億1,274万6,000円を計上しています。46ページから49ページの3項委託金は、国勢調査費、県議会議員選挙事務費の皆減などにより1億894万5,000円を計上しています。15款全体では15.4%、2億5,476万円増の19億1,064万3,000円を計上しています。次に、48ページから51ページの16款財産収入、1項財産運用収入は、市有財産の貸付や基金運用収入等で1,600万4,000円を計上し、2項財産売却収入は、市有地の売払いなどにより2,012万8,000円を計上しています。16款全体では、80.2%、1,608万円増の3,613万2,000円を計上しています。次の17款寄附金、1項寄附金は、ふるさと山陽小野田応援事業の取組などによるふるさと寄附金の増により、398.7%、1,200万円増の1,501万円を計上しています。50ページから53ページの18款繰入金、1項基金繰入金は、財政調整基金繰入金1億9,600万円、まちづくり魅力基金繰入金6,000万円、ふるさと支援基金繰入金913万2,000円、労働施設積立基金繰入金1,300万円などで、繰入金全体で70.6%、1億2,120万7,000円増の2億9,284万6,000円を計上しています。54、55ページの19款1項繰越金は、前年度と同額の3,000万円を計上しています。また、次の20款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料は、1,800万円を計上し、2項市預金利子は、40万1,000円を計上しています。54ページから57ページの3項貸付金元利収入では、27年度に貸し付けた地域総合整備資金の元金収入が始まることや新たに小中学校入学資金貸付金制度に伴う元金収入の計上などにより、2億7,548万7,000円を計上しています。56ページから63ページまでの4項雑入は、退職手当他会計負担金などの減があるものの、大学施設整備負担金や機械工業振興事業補助金などの皆増のほか、福祉医療助成費高額療養費などの増により、9億5,354万円を計上しており、20款全体では104.2%、6億3,642万9,000円増の12億4,742万8,000円を計上しています。62ページから67ページまでの21款市債、1項市債は、地域総合整備資金貸付事業債や小中学校施設耐震化事業債の皆減や厚狭地区複合施設整備事業債の減などがあるものの、大学校舎建設事業債などの皆増のほか、火葬場整備事業債や給食施設整備事業債などの増があり、31.8%、7億5,530万円増の31億3,190万円を計上しています。続いて、歳出について、款項ごとに説明します。68ページから71ページの1款議会費、1項議会費は、対前年度13.1%、3,125万2,000円減の2億707万3,000円を計上しており、議員報酬や議員共済会負担金の減などがあります。次に70ページから111ページの2款総務費、

1 項総務管理費は1 9 億9, 1 0 3 万7, 0 0 0 円を計上しており、7 0 ページから7 7 ページまでの1 目一般管理費では、本庁舎改修事業に係る調査委託料や退職手当の他会計負担金、仮設山陽総合事務所に係る管理運営経費の皆減などがあります。7 6、7 7 ページの2 目人事管理費では、人事給与システム更新データ抽出に係る手数料などの減、7 8 ページから8 1 ページの4 目情報管理費では、社会保障・税番号制度対応に係るシステム改修事業費の減、8 0、8 1 ページの5 目広報広聴費は、ビデオ作成委託料の皆減、8 2 ページから8 7 ページの8 目財産管理費では、8 4、8 5 ページの固定資産台帳整備支援委託料の皆増や西善寺警察住宅解体工事費、財政調整基金積立金の減、8 6、8 7 ページの9 目企画費は転入奨励金の増や地域総合整備事業資金貸付金の皆減、9 4、9 5 ページの1 4 目地籍調査費では、地籍調査業務の終了による測量調査委託料の減、9 6 ページから9 9 ページの2 0 目自治会活動推進費では、自治会館建設補助金の増、1 0 0、1 0 1 ページの2 3 目文化振興費では、現代ガラス展実行委員会負担金の皆減、1 0 6 ページから1 0 9 ページの2 7 目スポーツ振興費では、「夢の教室」事業が1 0 款3 項の中学校費に移行したことによる皆減、1 0 8、1 0 9 ページの2 8 目スポーツ施設費は、武道館の屋上防水工事費の増などがあります。また、1 0 8 ページから1 1 1 ページの2 9 目厚狭地区複合施設費は、通年分の管理運営経費の計上により増となっております。次に1 1 0 ページから1 1 5 ページの2 項徴税费は、2 億5, 5 1 5 万8, 0 0 0 円を計上しており、市税償還金の減や山陽地区新規路線価付設業務、固定資産総合鑑定評価業務に係る調査委託料の増などがあります。1 1 4 ページから1 1 7 ページの3 項戸籍住民基本台帳費は、1 億2, 5 7 9 万円を計上しており、社会保障・税番号制度に係る地方公共団体情報システム機構交付金の減や住居表示業務委託料の増などがあります。次に1 1 6 ページから1 2 5 ページの4 項選挙費は、7, 3 7 6 万3, 0 0 0 円を計上しており、参議院議員選挙費や市長選挙費などの皆増や県議会議員選挙費の皆減があります。1 2 4 ページから1 2 7 ページの5 項統計調査費は、9 3 9 万2, 0 0 0 円を計上しており、経済センサス調査費の増や国勢調査費の皆減などがあります。1 2 6 ページから1 2 9 ページの6 項監査委員費は、監査業務経費であり、2, 2 3 7 万2, 0 0 0 円を計上しています。また、1 2 8 ページから1 3 1 ページでは、7 項を新たに設定し、大学費として大学運営に係る運営費交付金や校舎建設事業、公立大学法人運営基金積立金など、2 2 億6, 7 0 6 万2, 0 0 0 円を計上しています。2 款全体では4 9. 6 %、1 5 億7, 2 9 5 万2, 0 0 0 円増の4 7 億4, 4 5 7 万4, 0 0 0 円を計上しています。1 3 0 ページから1 5 1 ペ

ーじまでの3款民生費、1項社会福祉費は53億1,969万9,000円を計上しており、130ページから135ページの1目社会福祉総務費では国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計繰出金の増、134ページから139ページの2目障害者福祉費は、扶助費の生活介護給付費や就労継続支援（B型）給付費などの増、138ページから143ページの3目高齢者福祉費は、介護施設等整備補助金や介護施設等開設準備経費補助金の皆増、長生園負担金の増、142、143ページの4目後期高齢者医療費は、療養給付費負担金や後期高齢者医療特別会計繰出金の増、また、148ページから151ページの9目臨時福祉給付金費では臨時福祉給付金の増などがあります。次に150ページから163ページの2項児童福祉費は38億9,761万円を計上しており、150ページから153ページの1目児童福祉総務費では、子育て総合支援センター整備事業に係る調査委託料や設計委託料、用地家屋購入費などの皆増、152ページから155ページの2目児童措置費は、保育所運営費（私立分）や私立幼稚園運営費負担金の増、地域型保育事業運営費負担金の皆増、制度の拡充に伴う乳幼児医療費助成費や子ども医療費助成費の増、156ページから159ページの4目保育所費では、人件費などの増、160、161ページの6目児童クラブ費では、保育業務委託料の増などがあり、162、163ページでは、事業終了による子育て世帯臨時特例給付金費の皆減などがあります。162ページから167ページの3項生活保護費は、15億3,225万5,000円を計上しており、164ページから167ページの2目扶助費では、実績勘案により医療扶助費などの増や生活扶助などの減があります。また、166、167ページの4項災害救助費は、前年度と同額の429万円を計上しています。3款全体では、11.6%、11億1,648万円増の107億5,385万4,000円を計上しています。次に、166ページから183ページまでの4款衛生費、1項保健衛生費は15億3,603万円を計上しており、166ページから173ページの1目保健衛生総務費では、水道事業出資金や病院事業会計繰出金の増、172、173ページの2目予防費は、予防接種委託料や健康診査委託料の減、176ページから179ページの5目環境調査センター費では、検査機器のガスクロマトグラフ質量分析計の購入に係る機械器具費などの増、182、183ページの7目新火葬場整備費では、基本設計、実施設計に係る設計委託料や造成工事費の皆増などがあります。182ページから189ページの2項清掃費は、10億1,567万5,000円を計上しており、184ページから187ページの2目塵芥処理費では、旧焼却施設の煙突撤去工事費や焼却灰処理委託料などの増、186ページから189ペ

ーの3目し尿処理費は、小野田浄化センターの修繕料の増や脱水汚泥運搬業務委託料の皆増などがあります。4款全体では、22.5%、4億6,928万3,000円増の25億5,170万5,000円を計上しています。188ページから195ページまでの5款労働費、1項労働諸費は、188ページから191ページの1目労働諸費において、雇用能力開発支援センターの受電施設や防火水槽などの撤去、新設に係る工事請負費の増、190ページから195ページの2目勤労青少年ホーム費では、小野田勤労青少年ホームにおける外壁改修に係る工事請負費の皆増などがあり、5款全体では、96.4%、5,126万7,000円増の1億444万5,000円を計上しています。194ページから205ページまでの6款農林水産業費、1項農業費は4億6,230万5,000円を計上しており、196ページから199ページの2目農業総務費では、有線放送清算業務負担金の皆減、198ページから201ページの3目農業振興費は、新規農業就業者定着促進事業補助金や新規就業者受入体制整備事業補助金の皆増、202ページから205ページの5目土地改良事業費では、江汐ため池取水塔や沖開作排水機場ポンプ設備の改修工事に係る土地改良施設維持管理適正化事業費の皆増、後潟上地区区画整理事業に係る県事業負担金の増などがあります。204ページから207ページの2項林業費は1,919万1,000円を計上しており、206、207ページの2目林業振興費では、地域が育む豊かな森林づくり推進事業費委託料や有害鳥獣防護柵等設置事業補助金の皆増などがあります。206ページから211ページの3項水産業費は、7,566万8,000円を計上しており、206ページから209ページの1目水産業総務費では、西の浜排水機場の修繕料の増、210、211ページでは、水産多面的機能発揮対策事業費の皆減などがあります。6款全体では、9.1%、4,652万6,000円増の5億5,716万4,000円を計上しています。210ページから221ページまでの7款商工費、1項商工費は、214、215ページの2目商工振興費において、工場設置奨励金の減や用地取得奨励金の増、216ページから219ページの4目観光宣伝費では、観光案内板整備事業やハッピースポット設置事業に係る工事費の皆増、218ページから221ページの5目商工センター運営費は商工センターエレベーター改修工事費の皆増などがあります。7款全体では5.1%、3,082万3,000円減の5億7,513万7,000円を計上しています。次に220ページから223ページまでの8款土木費、1項土木管理費は、4,337万2,000円を計上しており、急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業に係る県事業負担金の皆増などがあります。222ページから229ページの2項道路橋りょう費

は4億5,797万6,000円を計上しており、222ページから225ページの1目道路橋りょう総務費では道路台帳整備委託料や県道改良事業に係る県事業負担金の増、226、227ページの3目道路橋りょう維持費では市道舗装リフレッシュ事業に係る工事請負費の計上、226ページから229ページの4目道路新設改良費では円人道跨線橋修繕に係る工事委託料や橋りょうを含む2路線の市道改良事業、2路線の通学路安全対策事業の工事請負費などがあります。228ページから231ページの3項河川費は、8,780万5,000円を計上しており、東下津地区内水対策事業に係る調査設計委託料や工事請負費の増などがあります。230ページから233ページの4項港湾費は、4,916万2,000円を計上しており、小野田港港湾改修に係る県事業負担金などがあります。232ページから241ページの5項都市計画費は、16億734万円を計上しており、232ページから235ページの1目都市計画総務費では、都市計画道路整備に係る県事業負担金の減や下水道事業特別会計繰出金の増、234ページから237ページの2目緑地公園費は、都市公園整備事業に係る工事請負費の増、最終処分場一体緑地償還金の減、240、241ページでは、5目都市再生整備事業費を新たに設定し、小野田駅前地区都市再生整備計画事業に係る調査設計委託料を計上しています。240ページから245ページの6項住宅費は、1億8,436万9,000円を計上しており、市営住宅維持管理事業として、屋根防水工事やエレベーターリニューアル工事などを計上しています。8款全体では、12.9%、2億7,742万1,000円増の24億3,002万4,000円を計上しています。244ページから247ページまでの9款消防費、1項消防費は、244、245ページの1目常備消防費において、宇部・山陽小野田消防組合費分担金として、通常分担金に加え、消防ポンプ車更新やはしご車整備などの特別分担金を含めて計上しているほか、244ページから247ページの2目非常備消防費では、消防救急デジタル無線整備事業費や厚狭分団車庫整備事業費の皆減などがあります。9款全体では、1.6%、1,628万9,000円増の10億5,750万7,000円を計上しています。248ページから253ページの10款教育費、1項教育総務費は3億7,225万1,000円を計上しており、248ページから253ページの2目事務局費では、入学資金貸付金の計上、252、253ページの3目指導研究費では、コミュニティスクールコンダクタ報酬などを計上しています。254ページから259ページの2項小学校費は、3億1,659万9,000円を計上しており、256ページから259ページの2目教育振興費では、小学校タブレット端末整備に係る機械器具借上料や理科備

品整備に係る校用器具費の増、258、259ページの3目学校建設費は、学校施設非構造部材耐震化事業の皆減、埴生小学校校舎建設事業の皆増などがあります。260ページから263ページの3項中学校費は、1億2,637万2,000円を計上しており、260ページから263ページの2目教育振興費では、夢の教室事業委託料の計上のほか、理科備品整備に係る校用器具費や教科書、指導書の購入費の皆増、262、263ページの3目学校建設費では、学校施設非構造部材耐震化事業費の皆減などがあります。264ページから267ページの4項幼稚園費は、1億918万9,000円を計上しており、幼稚園就園奨励費の減や多子世帯保育料等軽減事業費の増などがあります。266ページから287ページの5項社会教育費は6億2,381万4,000円を計上しており、270ページから275ページの2目公民館費では、厚狭公民館に係る光熱水費や清掃委託料などの管理経費が2款1項29目の厚狭地区複合施設費に移行したことによる減や赤崎公民館エレベーター設置事業に係る設計・地質調査委託料や工事請負費、旧厚狭公民館解体に係る家屋調査委託料や工事請負費の皆増などがあり、274ページから279ページの3目図書館費では、厚狭図書館に係る光熱水費や清掃委託料などの管理経費が2款1項29目の厚狭地区複合施設費に移行したことによる減や中央図書館設備更新事業に係る調査設計委託料、旧厚狭図書館解体事業に係る調査委託料や工事請負費などの皆増、280、281ページの5目きらら交流館費では、温泉施設の修繕料や設備器具購入費の増、284ページから287ページでは8目埴生地区複合施設整備事業費を新たに設定し、埴生地区複合施設整備事業費に係る用地購入費や設計委託料などを計上しています。次に286ページから291ページの6項保健体育費は、9億6,328万2,000円を計上しており、290、291ページの3目給食共同調理場建設費では、給食共同調理場建設に係る監理委託料や工事請負費などを計上しています。10款全体では31.6%、6億253万9,000円増の25億1,150万7,000円を計上しています。また、290、291ページの11款災害復旧費、1項鉱害復旧費は、前年度と同額の9万3,000円を計上しています。次に、292、293ページの12款公債費、1項公債費は、1目では地方債元金、2目では地方債利子及び一時借入金利子の償還金を計上しています。過去の普通建設事業債等の償還の減や合併特例債の一部償還終了などにより、6.6%、2億2,168万1,000円減の31億3,091万7,000円を計上しています。13款予備費、1項予備費では、前年度と同額の5,000万円を計上しています。295ページから304ページでは、当初予算における給与費明細書や債務負担

行為、地方債に関連する調書を記載しています。最後に財政指標ですが、3か年平均で、財政力指数は0.657、実質公債費比率は11.5%を見込んでいます。以上、一般会計予算の歳入歳出における総括的な説明をしました。

伊藤實委員長 総括説明が終わりましたので、委員からの総括説明に関する質疑を受けたいと思います。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、次に9款の消防費について質疑を受けたいと思います。244ページから247ページ。

松尾数則委員 常備については組合のほうでされると思いますが、非常備のほうで消防団を核とした地域安全という法律もできましたし、消防団の活性化総合計画辺りも作っているという話も聞いているんですが、その辺の進行状況はどういう状況なのかお聞きしたい。

山本消防課長 消防団の活性化総合計画については、現在素案を作成したところです。今から全体のバランス、他市の状況も加味しながら案のほうへ移行していくという状況です。案ができましたら、それぞれ関係機関と調整を図りながら、協議しながら策定に向けていくという計画です。

伊藤實委員長 先日、産業建設常任委員会で消火栓のことがありました。その際、消防との連携についてどこに付けるかはまだ分からないという説明があったんです。消火栓を2か所付けるということですが、本来であれば老朽化した消火栓をもっと追加しないといけない部分、そういう部分の中で水道局との連携の中で工事に合わせて設置するとか、その辺の調整がないような答弁だったんですが、消防としては緊急性を要する消火栓等についての水道局との連携体制というか、その辺についてはどのような体制をされているのかお聞きします。

山本消防課長 消火栓の設置については毎年度末、今年でいえばこの3月末ごろを目途に、次年度の水道局の配水管の工事等と調整しながら消火栓が設置できる場所をピックアップするとともに、消防独自の消防水利不便地域等を加味しながら、総合的に勘案して次年度の消火栓設置場所を選定していくという状況です。

伊藤實委員長 産建の委員会ではどこに設置するかとの問いに分からないという答弁があったんですよ。水道局からそのような答弁がなかったので、

今消防のほうにお聞きしたんですが、どうですか。

山本消防課長 消防としては独自で消火栓の整備計画を持っています。これプラス水道局の次年度の配水管整備工事等を加味して、あくまでも消防のほうで消火栓の設置場所を決めていくという状況です。来年度については予算的には2基新設という状況ですので、おおむね山陽地区1基、小野田地区1基で考えているところです。

中村博行委員 関連ですけど、毎年2基と決めて更新されているのか。あるいは最近3年程度の実績から、その実績を加味して数字を上げられているのか。

山本消防課長 これについては、おおむね実績に基づいてやっているというのが現状です。

下瀬俊夫委員 消防団の定員と現状を教えてください。

山本消防課長 条例定数については485人です。平成28年2月1日の実員が422人です。

下瀬俊夫委員 特に欠員といたしますか、定員に満たないところの大きな団はどこか分かれば教えてください。

山本消防課長 現時点で充足率の低い分団については、小野田分団の充足率が現状の中では低いという状況です。

下瀬俊夫委員 充足率のパーセントが分かれば教えてください。

山本消防課長 52.5%です。

下瀬俊夫委員 小野田の場合、約半分しかないですよ。これは常備があるからということですか。

山本消防課長 小野田分団については、平成19年に二つの分団を統合して、分団の定数が増となっています。その関係も含めて現状充足率がちょっと低いという状況です。常備があるから低いというのが理由ではありません。

下瀬俊夫委員 消防団の役割が、特に小野田の場合では低下しているんですか。半分しか充足率がないことに対する対応策ですよね。どう対応されるのがよく分からないんですが、このままでいくんですか。

山本消防課長 やはり団員の増員を計画的にしていくように考えているところです。そのためにあらゆる手段を取っていますし、地元のいろいろな会を通じて協力を求めているというところです。また、昨今校区内の事業所等にも依頼しています。

伊藤實委員長 よろしいですか。それでは消防についての質疑を終わり、次に議会費についての質疑を受けます。

下瀬俊夫委員 69ページの費用弁償とは何でしょうか。

島津議会事務局庶務調査係長 費用弁償は議員の旅費になります。公費出張の旅費です。

下瀬俊夫委員 公務出張の旅費ということは、政務活動費ではないわけですね。

清水議会事務局次長 ここは旅費ですので、議員が出張する場合は費用弁償、それから職員が出張する場合は普通旅費ということで分かれており、政務活動費はあくまでも補助金として議員に支給しているものですので、ここからではなく、政務活動費の中から支出ということになっています。

伊藤實委員長 よろしいですね。それでは議会費の質疑を終え、新規事業についての説明に入りますので、まず審査番号5番のふるさと山陽小野田応援事業についての執行部の説明を求めます。

川地総合政策部次長兼企画課長 委員会資料の37ページ、「ふるさと山陽小野田応援事業」について説明します。本市では、平成28年度からサポート寄附の更なる推進、自主財源の確保、地元特産品等の販路拡大及びPRの促進を通じ、市内産業の活性化に寄与することを目的として、平成28年6月から寄附者へお礼として地元の特産品等の返礼品をお送りする「ふるさと山陽小野田応援事業」を実施することとしています。具体的な内容は、資料の39ページ、まず「3事業の流れ」ですが、事業開始後、寄附者が返礼品を選択された場合、市が参加事業者に返礼品を発

注します。参加事業者は寄附者に返礼品を送付し、市に商品代と送料を請求するという流れで実施します。参加事業者については、市が公募し、参加事業者及び返礼品を決定します。「4 参加事業者の公募」にある要件に該当することが条件となります。さらに、募集する返礼品は、市内で製造、加工、栽培、販売等が行われている地元特産品のほか、地元事業者が提供するサービスも対象としており、幅広く魅力ある商品を募集します。次に「募集する返礼品の区分及び市が参加事業者に支払う負担額」の表で、返礼品の区分は、AコースからDコースまでの4種類を予定しています。「返礼品の価格」が事業者から提供していただく返礼品の価格となり、商品代のほか消費税、梱包等の経費を含みます。「市費用負担額」がその返礼品に対して市が参加事業者に支払う金額となり、送料については市が実費を負担します。また、全国的なPRを実施するため、ふるさと納税ポータルサイトの最大手であり、現在もサポート寄附に関する情報を提供している「ふるさとチョイス」に加入する予定にしておき、「ふるさとチョイス」を利用して寄附していただく方へ、クレジット払いを導入することとしています。次に37ページの「活動指標又は成果指標」で、初年度は寄附件数500件、寄附金額1,500万円を目標に事業を運営しています。続いて、38ページ、予算については、主なものとして、返礼品購入代、カタログ制作代、返礼品送付代、クレジット払いの手数料等を計上しています。

伊藤實委員長 それでは質疑を受けます。

中村博行委員 対象事業者ですけれども大体何件ぐらいを見込んでいますか。

川地総合政策部次長兼企画課長 初年度ということ、なかなかどの程度要るのだろうかということもありますが、例えば近隣市をいろいろ調査するとやはりその事業の手法にもよりますけど、最初は一桁台の事業者から始まっている状況です。私どもとすれば是非とも十数社は最初から欲しいなとは思っており、その方向でできればと考えています。

中村博行委員 これは、市のほうから積極的にある程度名の通ったところには何か案内とか、そういった方向は考えられていますか。

川地総合政策部次長兼企画課長 ホームページ等を出しており、ただ観光協会ですとか商工会議所からは説明の依頼が来ています。既に観光協会には説明を済ましており、参加事業者が10社ほどいました。昨日の小野田

の商工会議所の説明は7社来られていました。

河野朋子委員 ホームページで公募しているということですね。それに対して特別の説明の要請があったら、そこに出掛けて説明しているということですね。公募はいつまででしたか。

川地総合政策部次長兼企画課長 今月末の31日です。

河野朋子委員 公募で出てきた場合、選定するわけですね。その選定はどのように行う予定ですか。

川地総合政策部次長兼企画課長 選定については、内部の産業振興部関係、総合政策部関係の職員を中心に選考するようにしています。

河野朋子委員 そういった基準については、どのように決められているのでしょうか。

川地総合政策部次長兼企画課長 39ページに対象事業者の要件、それから返礼品の要件を書いていますので、これを中心にこの要件に合っているかどうかということになるかと思います。

矢田松夫委員 先ほど観光協会との連携という話があったんですが、特にこの中では観光協会の名産品ということで、推進協議会の認定が20品目あるんですね。そういったことを含めて公募と同時に優先的に入れていただいて、交流人口とか定住人口を増やしていくということがなければ、ただ単に物の売り買いに終わってしまうということですので、是非とも企画だけではなく観光課との連携を密にさせていただきたいという要望です。もう一つ目標が500件ですね。これまで約700件であったのが500件、一挙にどうなのかということですが、その辺の達成度はどうですか。

川地総合政策部次長兼企画課長 まず観光協会の件ですが、先日10社程度来られましたけれども、実際に来られていない業者についても、観光協会の事務局も一緒に立ち会っていましたので、連携を密にして、事業の書類とかを送って連携をしています。それから、ふるさと納税の件数ですが、現在は80件から90件程度ですので、件数を今回伸ばすような形とさせていただきます。

下瀬俊夫委員 この収入と交付税の関係はどうなるんですか。

川地総合政策部次長兼企画課長 これについては、交付税の基準財政収入額の対象外となりますので、純粋な一般財源扱いという形になります。

下瀬俊夫委員 問題は特産品ですよ。ぱっと考えて魅力のある特産品が思い付かないよね。取りあえず手を挙げた人がそれを提供して、やるにしても、余り知られていないというところに若干ネックがあると思っているんですよ。そういう点で、もっと特産品をアピールする方法もいるんじゃないかと思っているんですが、さっきの観光協会との関係もあるんだろうけど、その辺をどうするのか教えてください。

川地総合政策部次長兼企画課長 委員が言われるとおりで考えています。私どもとしては今回手を挙げた事業者の商品については、まずカタログを作ります。カタログを作って、全国ポータルサイトに載せていきます。ということは載った商品がインターネットを通じて全国の皆様に紹介できるという形を取っていますので、その辺の効果はあるのではなかろうかと考えています。あとはやはり特産品開発についても観光課等と連携をしながら、新しい特産品開発にも力を入れていなければならないと考えています。

伊藤實委員長 今言われるように商工の関係、要は収入は財政課なんだけど、これは同時に地域の活性化というか、そのような物産とかを販売して、全国に発信するというのもあるので、そのウエイトが結構大きいと思うわけよね。そうした場合に、観光協会とか、両商工会議所に委託するなりそういう方法は考えてないの。ノウハウは、やはり観光協会とか、両商工会議所のほうが、いろいろその辺の実情も把握されていると思うわけ。市の名産に選定されている商品プラス今から開発しよう、起業しようというところもあるので、やはりそちらのほうにある程度任せてする考えというのは、どうなのかな。

川地総合政策部次長兼企画課長 一年目なので、まずはいかにこれを軌道に乗せるかということを考えており、商工会議所とか、観光協会のほうが、こういった内容について非常にたけていますので、今後その方々と連携しながら、審査については一年目は行政とする形になろうかと思いますが、二年目、三年目、そういった人たちも含めて、いろいろ幅を広げ

ていきたいということで、検討したいと思います。

伊藤實委員長 毎年改善するという意向だけど、スタートもすごく大事ですよ。もう一点、この配分がAコース、Bコースで金額が違いますよね。3万円までが3,000円以上の商品、次に3万から5万が9,000円と一挙に3倍に上がるわけよね。次に5万から10万が1万5,000円。ということは、倍も上がらない。10万以上が3万円。その割合の根拠は何ですか。

川地総合政策部次長兼企画課長 この辺の設定については、初めてなので、いろいろな市の状況を調べました。特に海産物とか、特産品が多い市よりも、うちみたいな余り特産品のないところを重点的にして、そこを中心にこのぐらいではないかという形で今回設定していますが、これについては、れが本当にいいのかというのもありますので、今後この数字が難しいようであれば、随時見直しをしていこうと考えています。

伊藤實委員長 10万以上が3万ですよ。下関みたいに、ふぐとかでなら3万になるかもしれないんだけど、実際山陽小野田で3万円の商品は何かあるんですか。

川地総合政策部次長兼企画課長 例えばテントの製品の関係とか、いろいろあります。ただ、セットメニューも今後考えていかななくてはいけないかなと。とにかくいろんなことを考えていかななくてはいけないので、事業者の出品の内容とか、その辺をいろいろ考慮しながら、随時変えていこうと考えています。

伊藤實委員長 さっき言ったように、企画のほうでしようと思ってもなかなかね、これやっぱり大変な作業なのよ。それよりはやはり会議所とか、観光協会とかそういう連携できる人に、今言われるように、3,000円の商品だったなら、それぞれあると思うんだけど、3万以上になると、要するにてんぷらとか、酒とかいろいろセットにするとか、いろいろ組み合わせられると思うわけよね。そういうのをいちいち行政がするよりは、やはり業者のほうがいいし、逆にそれを全国に発信できるということで、定価以上のプラスアルファをしてもらおうという交渉なり、やっぱり、販売人からしたら、これが全国に発信できると思えば、定価のところをちょっとプラスでもしようとかね、3,000円だけど、5,000円分ぐらい出そうと。要するに福袋なんかあるじゃない。やっぱそういうよう

な発想が出ると思うので、是非ともその辺は連携をして、よりいいものにしてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

笹木慶之委員 この返礼品の価格と寄附金額の関係、例えば1万から3万未満が3,000円以上となっていますよね。だから2万でしたら6,000円でしょ、返礼品は。

川地総合政策部次長兼企画課長 あくまでも1万から3万未満が3,000円ですので、例えば2万円をいただいたとしても、返礼品は3,000円以上で、市の費用負担額は3,000円と。あくまでも寄附金額、2万から5万とか、この範囲内で最低の金額の3割としています。

笹木慶之委員 では3,000円以上というのは何ですか。

川地総合政策部次長兼企画課長 業者によっては、例えば3,200円の品物が出る可能性もあります。ただ市としては、3,000円の報償だよということ。

伊藤實委員長 3,000円程度にしたらいんじゃないですか。

笹木慶之委員 それなら、3,000円程度でしょう。以上ってなるから、これ数字的に見てみると、例えば1万から3万が3,000円以上になっているでしょう。3万から5万が9,000円になっているでしょ。そうすると3,000円、6,000円、9,000円になるわけよ。3万のところかね、5万から10万になると、9,000円、こう上がっていくような感覚に見えるから、3,000円程度、何々程度のほうがいいんじゃないですかね。

川地総合政策部次長兼企画課長 程度となると、未満になる可能性があるので、例えば3,000円未満、例えば2,900円、2,800円となるので、そこを配慮して、今回3,000円以上という形で記載しています。

笹木慶之委員 そこまで考えているならいいでしょう。

伊藤實委員長 同様に10万のところは3万以上になっている。問合せがあった場合はどう答えるの。10万円以上した人が3万円以上で、100万円したらどうなるわけ。

川地総合政策部次長兼企画課長 市の費用負担は3万円です。

伊藤實委員長 今ここでもそういう質疑になるので、やはりその辺はよく検討しないと。出す側からしたら、いろいろ問合せが入ると思うわけ。商売しても曖昧な書き方をするとこれはどうなのかともめるネタになるので、やはりこういうのは商工会議所とか、そういうような日頃からこういうポップを作るような人に相談されたらいいと思う。よろしくお願ひします。

笹木慶之委員 単純なことだけど、手法によって二つに分かれるからね、ふるさと納税は。例えば3万円しようと思う者が、1万円ずつ3回すれば、9,000円の品物が来る。3万円1回でやってしまったら、3,000円なんですよね。実際3万円したいんですけどと言われたときに、1回1万円ずつ3回に切ってやったほうがいいですよと言われるんですか。

川地総合政策部次長兼企画課長 それは言わないです。

伊藤實委員長 いろいろあると思うんですが、このことについても委員会のほうからこういうようなことをと議会側も言っているので、進んだことは評価しますが、これもいろいろと改善の余地があると思いますので、改善しながらすぐに対応できることは対応しながら、やってほしいと思います。

下瀬俊夫委員 企業のふるさと納税は今後どう対応していくんですか。

川地総合政策部次長兼企画課長 企業版ふるさと納税については、平成28年度の税制改正の中で出てきており、今法律改正の途中だと考えています。個人のふるさと納税と企業版ふるさと納税とは違いがあり、この個人のふるさと納税は、寄附された方が選択されて、寄附いただいたものは自由に使えるんですが、企業版ふるさと納税については、市が地方総合戦略を今回作りましたけれど、その中でどういった事業に充てたいという計画を作って、その計画を国に認可してもらって、それに基づいて、企業の方々に寄附してくれないかという形を取るように多分なるだろうと思います。企業の軽減も3割から6割に広がるわけですから、企業にとっても、内容によってはメリットもあろうし、本市としても、当然交付税の基準財政収入額から外れるだろうと思いますので、当然メリットも

ありますので、私どもとしては、積極的にこの企業版ふるさと納税についても取り組んでいきたいと考えています。

伊藤實委員長 今の企業の分ね、これは金額もでかいので、山陽小野田市も東京理科大も含め、レノファもあるし、いろんな面があるので、これはそれを想定して早くしておかないと。決まってからでは遅いので、その辺は十分承知されていると思うので、もうゴーサインが出ればすぐにできる対応、対策を練ってほしいと思いますので、よろしくお願いします。それではこの事業については、終了します。次に9番婚活支援事業についてお願いします。

川地総合政策部次長兼企画課長 資料の55、56ページ、婚活支援事業について説明します。本事業は、事業概要にもあるとおり「出会い」や「結婚」を希望する独身男女を対象として、そのきっかけとなる機会を提供するため、イベント開催を事業者に委託して実施するものです。この事業に取り組む背景ですが、平成27年度から山口県では下関市を含む県内3か所に「結婚応援センター」を設置済みであり、会員登録制のマッチングを行っていますが、広く独身男女が集まるイベントは開催されていないこと、総合戦略の策定に向けて実施した市民アンケートにおいても、結婚の願望はあるが実現しない理由として、異性に巡り会う機会、場がないとする回答が約27%あったこと、また、平成25年度及び平成26年度に実施した若者交流推進事業においてもこうした出会いの場に対するニーズを感じたことから、この度、婚活支援事業として取り組むものです。総合戦略においても人口減少抑制のための市の具体的な取組を示していますが、四つの基本目標のうち一つは「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」であり、結婚につながる支援の具体的な取組として、婚活支援事業を記載しています。次に57ページ、具体的な委託内容としては、イベント開催の企画立案、広報、参加者募集・受付、参加者アンケート等の婚活支援事業の実施に関する全ての業務とし、婚活支援事業委託料として100万円を計上しています。また、事業者の選定に当たっては、民間のノウハウを最大限に活用した効果的な事業として実施していただきたいことから市外の事業者を含めて検討しており、プロポーザル方式で最も優れた提案をした事業者を選定します。なお、55ページの活動指標のうち一つ目の「イベント開催回数5回」については、事業者の決定が6月以降になること、イベントの開催は二月に1回のペースで想定していることから、出会いの場となるパーティーやレクリエーションを年2回から3回程度、コミュニケーション講座な

どの講座を年2回程度開催しようとする事から設定しています。二つ目の「イベント参加者数」について、市としては若者交流推進事業を開催したときの感触に基づき、男女それぞれ20人程度が適当ではないかと考えたことから毎回40人程度を想定し、5回で200人と設定していますが、事業者が委託料の範囲内で200人以上の参加者を募集してイベントを開催することは問題ありません。

伊藤實委員長 それでは質疑に入ります。

矢田松夫委員 前回、市営の婚活事業であって今回民間委託ということですが、市営でやるのと民間委託と、どこがどのように違うのか。例えば参加人数にしても、参加回数にしても、プロがやるならもう少しメリハリの効いた内容にすれば良かったんじゃないかなと結果として思うんですが、余り遜色ないんですね、民間と市営でやってきたのと。先ほど言ったように、例えば全体で200人と言いながら、154人ですか参加が。ですからそんなに差がないんですね。回数も市営でやる場合は8回やられた。回数もそんなに変わらないということで、結果として結論がよいほうに出るのか、その辺どうですか。

杉山企画課企画係長 民間に委託するに際して、活動指標、これはプロポーザル方式でする上での最低限のラインと考えていますので、委託料は上限でするので、これ以上の参加者数であったり、回数をしていただけるのであればそういった提案の中で、一番優れたと思われる業者に委託をするということになります。

伊藤實委員長 矢田委員は少し誤解されたと思うんですが、今回のこの事業をする中で、行政側がこのぐらいを考えていて、これを基にプロポーザルの中で、業者がいろいろ違いを見せていいものを選択するという事なので、行政が今までどおりの実績の中で、出した数字だから変わり映えがしないと思いますので、このようにならないような民間委託にすると理解されたほうが良いと思います。

下瀬俊夫委員 今いみじくも言われたんですが、年間100万程度ですよ。これで1回が40人、これ民間業者がやっても、あんまりいきめがいかないって思うんですよ。山陽小野田市民の対象者としてはこの程度だということなんでしょうか。例えば1回に100人ぐらい集めるとかいうのはよく聞くんですよ。だから40人程度、5回やるということなの

か。回数が問題なのかどうなのかということも含めて、業者が自由に設定して自由にやらせるんだということなのか。

川地総合政策部次長兼企画課長 若物交流推進事業については、毎回人数を集めていろんなカップリングですとか、そういうことをやっていたけれども、今回はやはり出会いの場があっても、例えばいろいろ話ができないとか、あるいはどうやったらそういったモチベーションが上がるのかと、そういったことも含めて、ある程度イベントもやりますけども、いろんな講座等も含めてやりたいと考えています。そういった意味でモチベーションを上げて、積極的なそういった活動をさせていただければという意味を込めて、このような内容に変えています。その辺になりますと、ノウハウは市の職員ではなかなか難しいというのがありますので、特に民間の手を借りていきたいというのが、今回の趣旨です。金額についても、県外他市の内容をいろいろ確認させていただいて、このぐらいの金額でできるのではないかとということで計上しています。

伊藤實委員長 要するに100万の予算で、内容をここで言うから委員からも違がないんじゃないと。要は基本的には100万円をプロポーザルで任せて、内容は回数とか、そういうものはこだわらないで全部任すかどうかということを知っているんですよ。だから5回しないといけないとか、そういうことを言うと、同じようなものになるから、100万円なら100万円の予算化をした中で、プロポーザルで市内外の業者なり、そういう人に100万円以上の効果ができるようなものの内容にしてもらうという考えなのか、それがどうかということです。

川地総合政策部次長兼企画課長 回数は、5回を必ず守ってくれという話にはなりませんけども、内容については、ある程度は考えてほしいというのがあります。

河野朋子委員 民間に委託されたということについては、これまで議会とか委員会で意見を言ってきたことを受け入れていただいて、改善されたと思うんですけど、中身に民間発想が足りないとか、お硬いとか、そういうことは余り型にはめる必要はなくて、むしろ民間のノウハウを活用するのであれば、あっさり任せるという姿勢がないと、中途半端な民間委託になるのかなと感じますし、それから気になったのが、最初に妥当性とか有効性のところの説明をいただきましたよね。点数のところ、今回変えたっていうところで、有効性の類似事業の存在で、山口県

が応援センターを開設しているので評価がすごく落ちているわけですよ。これは、山陽小野田市独自でしっかりこういった事業をよそに負けないようなものをしていくためには、よそがあるから1点というこの付け方、配点に疑問があったわけですよ。類似事業って市の中で同じようなものを行っている場合の1点は、分かるんですけど、他市でやっていたり、県でやっているからというので、なぜ1点が付くのか。この評価について、どのように捉えたらいいんですか。

杉山企画課企画係長 この評価の考え方については、いろいろあると思いますが、財源が大変厳しい中で、いろんな事業を見ていっていますので、市内で例えば別の民間団体が市費で行っている場合は、類似事業は存在ありとなりますし、国や県であっても、本市の方がサービスとして市が支出しなくても受けられる場合には、類似事業としては、今は存在ありということで、点数を低く考えています。

河野朋子委員 今回地方創生、それから人口増を目的とした積極的な総合戦略を打って出る中で、ちょっと消極的かなと思ったんですけど、人口ビジョンの分析を見ても、山陽小野田市の場合は、社会動態としては、転入、転出が同じぐらいの数で、問題はやはり自然動態のところ、若い人たちが子供を産まないとか、結婚をしないとか、そういうところがすごく問題っていうのが出てたんですけど、そうなったときに何を課題として取り組んでいくかっていう場合は、山陽小野田市で、若い人たちが結婚して住んでもらう、そしてそこで子供を作ってもらおうというところにターゲットを絞るのであれば、こういった問題は山口県がやってるから1点じゃなくて、こういった事業に限っての目の付け所をもう少し変えていただきたいと、あえて意見として言いたいと思います。

下瀬俊夫委員 先ほどの講座が気になるんですよ。勉強しようというのは、まず寄ってきませんよね。やっぱりどうするかというのは、婚活業者に任せたい方がいいんじゃないかと思うんですね。一定の枠をはめてしまうと、なかなか自由な展望が出てこないんじゃないかなという気がするんですけど、いかがですか。

川地総合政策部次長兼企画課長 議員の言われることもよく分かりますけれども、やはり市が事業主体としてやりますので、その辺については、市としても、例えばテーブルマナーの講座とか、そういったものを組んでいただいて、公益性のあるものとかに取り組みたいという思いです。

河野朋子委員 若者のニーズをもうちょっと捉えて、あるいはもう少し頭を柔らかくしてというか、今の若者たちが何を求めているかとか、どういった所に人が集まるかとか、そういったものはやはり民間のほうが敏感で、余り枠を最初からそういうふうにすると、委託される民間についてもどうなのかなと思いますし、100万円ですかね、これについてももっと出して、費用を掛けるところは出すべきじゃないかなと、少しこの辺も物足りなさを感じています。

芳司総合政策部長 実際に1年半にわたり、やらせていただいた立場で、毎回様子も見に行っただけですけど、基本的にはまずそういった出会いの場を設けていくというのが非常に重要だと考えています。先ほど議員が言われた、例えば参加人数が100人というところは、ある程度の人数が集まった段階で、開催するというところで、それこそ年に1回とか、そういう取組とも聞いています。ただ例えば年に1回になった場合に、どうしてもその日に都合が付かないとその年は参加できなかったということもありますので、ある程度の回数はお願いたしと考えていますし、こういったマナー講座については特にコミュニケーション能力アップを実は重視しており、と申しますのが、声を掛けられないんですよ、男性が。せっかくそういう場があって、参加されていて、やはり会話をとにかく深めて仲良くなっていたらいいという思いでいるんですけど、なかなか男性からのアプローチが非常に弱い、ほぼ毎回そういう傾向を見ていましたので、その辺り例えばどういう声の掛け方をするとか、ちょっとその辺は分かりませんが、せっかくそういう場に参加されるのであれば、こういうこともどうだろうかというものも含めて、やるべきかなということで、こういったものもセットさせていただいたということです。

中村博行委員 根本的にその辺も含めてプロはプロだと思うんですよ。今まで市のほうでやられた中で、結局雰囲気そのものが硬かったんじゃないかという気がしますよね。ですから、そういうものに関しても丸投げというか、それが基本だと思うんですよ。そしてそれに伴って、委託料以外に、ほかの面で市がどのようにサポートしていくかという問題だと思うんですよ。だから中身そのものは、ほとんど丸投げの状態で作られたほうがいいと思うんですよ。それで市として民間が決まって、どのように具体的なサポートをされるのか、あるいは全く任せっきりにしていくのかという辺りはどうお考えでしょうか。

川地総合政策部次長兼企画課長 事業内容を丸投げとなると、委託料というよりは補助金等となってしまいますので、その辺についてわきまえたいと考えています。それから事業委託で、プロポーザルで委託した以上は、基本的には事業者にて全てお願いしたいというスタンスです。

伊藤實委員長 いろいろあるでしょうけど、それぞれの委員が言われるのは、基本的にプロポーザルするわけでしょう。その前に制約を付けなくて、まずそれぞれの業者のプロポーザルを聞いた中で、行政が判断すればいいわけですから、民間のノウハウをフルに発揮できるような応募方法というか、それをすべきというのが皆さんの意見じゃないかと思うので、そういうふうな期待します。

岡山明委員 今回プロポーザルするということで、数値目標とかは今回出すんですか。半年に1回報告を聞くとか、目に見える形で、業者から評価シートじゃないんですけど、それを出していただけるようなことをやるんですか。

川地総合政策部次長兼企画課長 プレゼンをしてもらいますので、その中でどういったものを何回程度するという計画的なものについては出させていただきますので、その辺を審査するという形になろうかと思えます。

伊藤實委員長 岡山委員は、実績報告のことを言ってるんでしょ。ここに書いてあるように、もちろん事業報告書は出るということよね、データ等も含めて。それではこの事業について審査を終了し、ここで職員の入替えをしますので、11時5分まで休憩に入ります。

午前10時55分休憩

午前11時5分再開

伊藤實委員長 それでは休憩前に引き続き、委員会を再開します。次に2款総務費の1項1目から9目までの70ページから87ページまでについて質疑を受けます。

下瀬俊夫委員 73ページ。芸術顧問の報酬ですが、移住促進ビデオの音楽を担当されたわけですが、こういう場合はこの顧問料から報酬が払われる

んですか。それとも作曲をされることに支払いをされるのか、そこら辺が分からないので、教えてください。

矢野総務課主査兼広報係長 プロモーション動画の楽曲については、プロポーズの委託料の中で行っていますので、芸術顧問の作品ではありません。

下瀬俊夫委員 別にどうでもいいんですが、この芸術顧問が作曲した部分については、別個に作曲料が払われるのか、それとも顧問報酬から払われるのか。この中に入っているのかどうかも含めて。

大田成長戦略室長 ケースバイケースと思いますけど、27年度中にあったケースとしては、4月1日から公立化する山口東京理科大学の校歌について作曲をしていただきたいというお願いをしました。私どもとすれば、芸術顧問の業務の一貫として作曲をしてほしいという思いでしたけれども、作曲料は別にいただきたいということと言われました。その根拠としては、プロの作曲家として報酬をもらうことは当然で、自分は芸術顧問という顔とプロの作曲家という顔を持っているので、プロの作曲家の仕事については別にいただきたいということでした。

下瀬俊夫委員 そうすると、芸術顧問としての報酬で作曲してほしいという話ではなく、プロの作曲家に作曲を委託されたということで作曲料を取られたと理解していいですか。

大田成長戦略室長 御本人はプロの作曲家として作曲をしたということと言われました。

矢田松夫委員 これは市長の交際費だと思いますけれど、決算後1年でホームページで公表となっていますので、まだ平成27年度は出ていないと思います。しかしながら、以前の一般質問では、月単位か半年単位で開示をしていくと答えられたんですけど、一向にこの1年間掲載がなかった。ホームページでもしていなかったということですが、今後どうされるのかお答え願えますか。

大谷成長戦略副室長 今の質問ですが、交際費については、積極的に早い段階でまとめ、公表していきたいと考えています。

矢田松夫委員 それは分かるんですよ。しかしながら、この27年度は一度も

なかったということで、あえて言ったんですが、どうでしょうか。

大田成長戦略室長 申し訳ありません。年度途中でも開示をしていくというところが認識不足でした。ホームページ上で随時上げていくことは可能ですから、今後はそのようにしたいと思います。

下瀬俊夫委員 77ページ。いわゆる旅費の件です。これについては私も旅費規程の不備について、一般質問でも質問しました。いわゆる日当、あるいは宿泊費、食費については領収書の添付が要らないということになっています。これは県内でも実費主義に変わってきているところもあります。そういう点で何でもかんでも領収添付しろっていう話ではなしに、一定の状況の下ではやはりこの旅費規程の見直しをして、領収書の添付等、あるいは実費主義にする必要があるんじゃないかと思っていますが、いかがでしょうか。

城戸人事課長 旅費規程についてですけど、今、県内の状況等も把握していますが、実費に改めているのは多分県内で1市ぐらいであろうと思います。当然、毎年度各市の状況等も調査していますので、より適正な制度となるように検討したいとは考えています。

下瀬俊夫委員 私は具体的に事例を上げて一般質問をしました。そういう事例があったのに、なおかつ、いまだにそういう状況でそういう答弁しかできないということ自体、私は問題があると思うのですが、いかがですか。

城戸人事課長 確かにそうですけど、今、旅費については、例えばパック旅行とか、具体的にそういう領収が付くようなこともあります。そういったなるべく財政面についても優位な方法でという規定に切り替えていっていますので、その中でさらに適正なものにしていきたいということです。

下瀬俊夫委員 そんな話をしているんじゃないですよ。業者に全部支払わせるような状況があったじゃないかと言っているわけでしょ。そういうことについて具体的に指摘しているのに、そういうことも一切抜きに、パック旅行みたいな話をされますけど、そんなこと全く関係ありません。だから出張する場合には業者に少なくとも払わせるような真似はやめて、少なくとも旅費規程に基づく改善をして、きちんと領収を添付するなり、独自に支払いをするなり、そこら辺の規定をきちんとしないとおかしいんじゃないかと言っているわけですよ。

城戸人事課長 旅費については、実際に出張の前に職員に現金を事前に支給して、のちで精算するという形をとっていますので、私どもとしては業者に支払わせるということは想定していません。

下瀬俊夫委員 言っている意味が分かりますか。想定外の事態が起こったんだということですよ。あなた方が何を想定していようがいいです、それは。実際にそういう事例が起こっているじゃないかという指摘に対して全くそれを改善する余地もないかのような答弁されるのはいかがなものかということです。そういう事例が起こったのであれば、やはりこれはきちんと今後に対して検討するなり研究するなりという答弁がなぜできないんですか。

中村総務部長 旅費規程については、議員から指摘いただいた事例については、稀有な例と言いますか、そういったものと思っています。それをもって旅費規程を改正するかということと言われてはいますが、指摘されたことについては、当然業者に支払わせるということは想定していませんし、通常あるべき姿とは思っていませんので、その件についての対応は考えていきますが、旅費規程を変えるかという議論でされますと、本市の旅費規程については国公準拠を基本にしていますので、今の状況で当面他市の状況を見ながら、適正なものにしていきたいという答弁にさせていただいたと思っています。

下瀬俊夫委員 他市は全く関係ありません。他市の話をしているわけじゃないんです。それで稀有であろうが何であろうが実際に起こっている事実ですから。さっきから言っているように、何でもかんでも実費主義にしろって言っているわけじゃないんです。例えば外国旅行なんかについては、当然領収書の添付とか当たり前のことを言っているだけじゃないですか。そこら辺までなぜできない。

中村総務部長 外国旅行についても、同じ答えになりますけど、国家公務員の基準を準拠して、それで適応していますので、規程を全体的に変えるということでしたら、今そういった考え方をやりたいということです。あくまでも国公準拠でやりたいと思っています。それから指摘された事例については、先ほど言いましたように、これは個別の案件と思っていますので、それなりの対応をしたいと思っています。

下瀬俊夫委員 私は旅費規程の悪用だと思っています。なぜなら、日当と宿泊費、食費については一切領収書の添付が要らないわけ、渡し切りですから、外国で何をしようが全くあなた方には分からないんですよ。そんな事例が出てきたわけですから、きちんと受け止める、そういう考え方は基本的にはないんですね。

中村総務部長 基本的にはないと言われるとそれは違います。当然対応はしないといけないという話だと思います。ただその事例を禁止するために旅費規程を改正することによってそれができると言う、それはちょっと違うような気がしますので、今のような答弁をさせていただきました。

下瀬俊夫委員 今言ったように宿泊費と食費について全く領収書が要らないということを悪用しているわけですよ。それ以外考えられないんですよ。自分で払ったら当然自分に領収書がくるわけですから、その領収書を添付したらいいわけですよ。ところが一切そういうものが要らないから、業者に支払わそうが何しようが全く関係ないわけですよ、行政は。それがおかしいんじゃないかと言っているんですよ。だからこれは旅費規程の悪用ですよ、完全に。

伊藤實委員長 いろいろこの件はあると思うので、執行部もそのような想定外のことについても、検討、改善を求めたいと思います。それで旅費の関係ですけど、新幹線厚狭駅を利用しようということで、新幹線で上京する場合とか新山口ではなくて厚狭駅ということでしたが、その辺はもうそのような状況になっていますか。

城戸人事課長 新幹線利用の場合は厚狭駅から可能となっています。

伊藤實委員長 100%になっていますか。

城戸人事課長 個別には見ていませんけども、厚狭駅から新幹線利用ということとは可能です。

伊藤實委員長 可能って、そこなんです。実は、どこの部かは言わないけど、先日も案内があったのは新山口からですよ。今回駐車料金も見直して安くしたわけですよ。新幹線を活用して利用者を増やそうというのであれば、やはり全て新幹線の利用の際は厚狭駅に限定はできないんですか。

城戸人事課長 当然出張の時間等で、新幹線の乗継ぎの時間の問題もあろうと思いますので、一概には言えない部分もあろうかと思えます。

中村総務部長 もう一度周知徹底しようと思えます。

伊藤實委員長 要はなぜ厚狭駅を使うかということですよ。向こうで10分、5分待つかも知れないんだけど、やはり厚狭駅を活用して利用者を増やさないといけないというのがあるので、そこは行政としては徹底していただきたいと思えますので。総務部長から前向きな答弁がありましたので、お願いします。

下瀬俊夫委員 同じページです。職員の中でストレスが高じて病的な状況になっていくという職員が今何人ぐらい居て、何人ぐらい病気休暇を取っているのか、分かれば教えてください。

城戸人事課長 今年度の病気休暇の状況ですが、延べでは4名です。現在休職中の職員は1名です。

下瀬俊夫委員 後でも出てくるんですが、職場の中で数少ない技術者が相次いでこの年度末で辞められるという話があります。ストレスの一つの大きな原因としては、いわゆるパワハラみたいなものもどうなのかという話もあるわけですが、そこら辺の職場の状況について、現状どう判断されていますか。

城戸人事課長 やはり近年、様々な新たな事業とかそういったものが加わる中で確かに業務量が増えている、あるいは全庁的に見ればバランスが取れていない部分もあると思えますけど、そういった部分については毎年度、人事ヒアリング等を通じて各課の状況等を把握しながら、適正な配置を努めていくという形で進めているところです。

河野朋子委員 81ページ、広報のところですけど、印刷製本費は以前かなり安くなって、1ページが1円とか言われていたんですけど、最近少し費用が増えてきているような気がして、その辺りの内訳と申しますか、なぜこうなるのかについて。三、四百万ぐらい増えているので。

矢野総務課主査兼広報係長 言われるとおりで、合併後、広報の印刷製本費は若干下がる傾向にあったかと思えます。ここ数年ですが、製紙工場が東

北地区にかなり集中しており、大震災の影響で一旦上がりました。その後は、原材料費の高騰、それから逆に紙の需要の減少、電子ブックとかそういったもので需要が減少しているがために、紙自体の金額が値上がりをしているということから、広報紙の印刷製本費が増大してきているということになります。

河野朋子委員 分かりました。紙質ですけど、紙の質が変わって重たくなったという声が結構、1冊だったら分かりませんが、大量に自治会などで配る方から、特に高齢者が多いので、紙が最近重くなったという指摘があるようですけど、再生紙とか何かそういった都合で変わったんですか。

矢野総務課主査兼広報係長 再生紙を利用することによって、今の紙の厚さ、重さになっています。規格として再生紙を利用する前に使っていた紙質での再生紙の製作がありませんでしたので、現在の厚みのものを発注せざるを得なかったということです。

河野朋子委員 それから広報、月に2回配布されていますけども、これを月に1回とかという考えもあると思うんですけど、その辺り現在どのように分析されていますか。

矢野総務課主査兼広報係長 言われるとおり月に1回ということも考えられるかと思っています。1回にするメリットは、多少経費的に抑えられるのかなと思っています。ただ今と同じ情報量を維持しようとする、1回の発行ページ数が28ページだったり30ページであったりと、かなり膨大な量になることも考えられますので、そうすると自分の探したい情報も探しにくくなったり、かえって読みにくくなったりすることも考えられます。ただ言われることについては、今後検討していく必要があると考えています。

矢野松夫委員 その項目のところの放送業務委託料ですが、スタート時から比べると、公的支援というのが年ごとに多くなっているんですが、この内訳について、一つはこれまでのインフォメーション若しくはピックアップさんよりの独自番組、それ以外に新たに番組制作を考えられているのか。あるいはこの支援がいわゆる経営的な支援になっているのかどうか。この内訳を回答できますか。

矢野総務課主査兼広報係長 この金額のうち、シティインフォメーションとい

うことで1回10分の放送を毎日行っているわけですが、こちらの費用が230万円、それから週1回、30分の番組を放送しています。こちらに掛かる費用が年間36万円。それからないといいなと思っているんですが、臨時的に放送するような事案が出てきたときのために臨時放送費ということで予算10万円ほど組んでいます。先ほどのシティインフォメーション、毎日放送するものについては、230万円プラス160万円で約400万円を上げているところです。この放送形態については、27年度と同様に週1回の1回10分毎日放送するシティインフォメーションと週1回30分のオリジナルの番組のみの計上です。新規の放送については現在のところは考えていません。あと、FMサンサンきららへの経営の影響についてですが、こちらについてはあくまでも市が必要と思って、市民への情報発信のために流している番組です。

下瀬俊夫委員 先ほどの広報ですが、1日あるいは15日が休日の場合に山陽小野田市の場合は翌日になるんですね。ところがほかのところでは、1日前になるんです。自治会の方でそれでは困るんだという方もいるんです。そこら辺で休日の場合に前倒しでできないかという要望も出ていますが、これはいかがでしょう。

矢野総務課主査兼広報係長 広報紙も含めて、自治会便での配布ということになりますので、広報としては回答する立場にはないかなと思っています。

幡生総務課主幹 自治会便については、協働推進課で担当していますから、そのやり方に従って広報も合わせて配付している状況ですので、そういうことになっています。

下瀬俊夫委員 だから、協働推進の担当が出てくればいいんですが、今そういう状況じゃないので、是非部内協議をお願いしたいと思います。もう1点、文書管理の法律相談と広報広聴の法律相談と、二つ委託料が入っているんですね。この差があるんですか。

井本生活安全課長 広報広聴のほうですが、これは毎月第4月曜日に行う法律相談です。山口県弁護士会の下関支部に委託するものです。そしてもう一方の法律相談ですが、これは消費生活センターで宇部の弁護士の先生に相談する委託料です。市民相談と消費生活センターでの違いということですが。

下瀬俊夫委員 文書管理費になっているよね。費目はこれでいいの。

野村総務課法制係長 79ページの法律相談業務委託料については、情報公開や個人情報保護で、公文書の非公開とかそういったものがあつたときに不服申立てをするようになってはいるんですが、そのような情報公開等の請求があつたときに弁護士に専門的な意見を聞く場合に相談する委託料になっています。

下瀬俊夫委員 そうすると消費生活センターとは違うわけですね。

野村総務課法制係長 文書管理費に付いている法律相談は、違うものになります。

河野朋子委員 総合計画の策定業務、87ページの13節の委託料の中にありますよね。計画策定委託料300万円が上がっていますが、これについて説明をお願いします。

杉山企画課企画係長 これは第二次山陽小野田市総合計画が29年度までとなっていますので、来年度、業者を選定して計画を作っていくんですけども、28年度と29年度に作るので、2年間で1,000万円を考えています。債務負担行為の設定もしていますが、初年度は300万円の支払いを考えているということで、300万円計上しています。

河野朋子委員 26年度のとときに事務事業調書を出してもらっていましたので、それを見るとそういった委託料については27年、28年、29年の3か年の予算が上がっていますが、27年が83万円、28年が32万円、29年が380万円という金額が上がっていて、今の300万円について28年度に計上されてなかったのが、急に委託料として上がったのか。それと以前から一般質問でも主張しましたが、コンサルタントへの委託をやめてきちんと職員とか市民の手も借りて山陽小野田市民の総合計画という意味でコンサルタントはどうなんですかということもずっと提案してきたんですけども、26年度の調書には全く委託料が上がってなかったのが、そういった方向で行くのかなと思っていたところ、今回ここに委託料として上がっていますので、こういった協議の中でこの方向性が出てきて、この委託料はどういったものに使うか、コンサルタントに何を委託するのかといった点を少し説明いただきたいと思います。

杉山企画課企画係長 その事務事業調書が手元にないんですけれども、河野委員が言われた点も課内で協議等してきたんですけれども、私やほかの係員も今年度総合計画の策定や長期計画の関係で出張等もさせていただいて勉強しているところなんですけれども、これまでの総合計画の作り方でできれば変えていきたいというところがあって、今勉強していますが、その中でデータ整理の関係と市民を巻き込んだまちづくり市民会議を今回も同様に行っていきたいと思っていますので、そういった会議の場での司会進行であるとかそういったことをお願いしたいと考えています。やはり市の職員だけで全てをまかなっていくのが難しいのではないかと、いうところがありますので、計画の委託料を上げていますが、これについても当然総合戦略と同じように丸投げということは考えていませんので、市のほうで今までと違うものを作っていく上で業者の知見も参考にしながら、新しい第二次総合計画として作っていきたくと考えています。

河野朋子委員 以前からも指摘していましたが、まちづくり市民会議などの進行、ファシリテーター、そういったような役割を前回のときはコンサルタントというか全く山陽小野田市に住んでいないような人が来て、地元の人とのやり取りの中ですごく違和感があったという意見がたくさん出たので、ああいったことこそ若手職員にしっかりやってもらって、それもまた研修の場にもなると思いますし、そういった方向でやってほしいという意見もずっと言ってきたんですけれども、その辺も含めて今回委託されると今聞いたんですけれど、またコンサルタントが市民会議をリードしていく形になるんですか。

杉山企画課企画係長 いろんな考え方があるかと思うんですが、ファシリテーターは、市の立場と市民の立場、いろんな考え方を最後にまとめ上げていく方になるので、市の職員がやるよりは、他の自治体を見るとまちづくりに詳しい大学職員であったり、関係行政機関の方であったりということがありますが、そういった方を活用できないかということで、今人選を考えているんですけれども、そういった相談とかまちづくり市民会議のやり方も様々なものがありますので、そういった相談にも乗ってもらえるような業者の活用をしたいと考えています。

下瀬俊夫委員 87ページ、自治基本条例審議会委員ですが、自治基本条例の見直しは何かされるんでしょうか。

河田企画課主査 自治基本条例ですけれども、平成24年1月1日から現在の

条例が施行されており、条例の中で5年を超えない範囲内において見直しをすると規定されていますので、今年中に見直しについての検討を行いたいと考えています。

下瀬俊夫委員 その次ですが、転入奨励金です。いろいろと資料を出してもらっていたんですが、この奨励金の新年度の目標等分かれば教えてください。

別府企画課行革推進係長 事務事業調書に記載している内容ですが、チラシの配布枚数と転入奨励金新規交付件数というものを活動指標、成果指標に掲げており、転入奨励金新規交付件数については28年度で80件というものを目標に設定しています。予算の根拠となった件数で新年度については、継続交付分が252件、新規交付分が108件、合計で360件の交付を予定しています。

伊藤實委員長 奨励金の件ですけど、これで住んでもらおうというような政策なんですが、その辺どのように考えていますか。

川地総合政策部次長兼企画課長 転入奨励金制度の費用対効果ですけども、年々着実に新築、中古については上がってきていますが、その他プラスをどのように考えるか。この転入奨励金の制度を拡充するのか、あるいは今作りました総合戦略の中でまた新たな子ども子育て制度の拡充であるとか産業振興のほうに重きを置くのか、この辺については庁内でよく検討していきたいと考えています。

河野朋子委員 結局転入の動機付けになるかどうかというところが知りたいわけですけども、毎回アンケートを取っていますよね。この転入奨励金があるから転入してきたという回答の割合、どれくらい転入奨励金について知っているのか。というのが当初は半々ぐらいで知っているとは知らないという感じだったんですけど、これをどこで知ったのかといったアンケートも多分取っていると思いますし、その辺の分析がはっきりするとどこに重きを置くかという判断になると思うんですけども、100件を目標にされるんですかね、でしたら、その辺はどのように捉えていますか。

別府企画課行革推進係長 転入奨励金の申請の際にアンケート調査に入力いただいています。事前に制度を知っていたかという質問があり、それに対

して24年度から交付を始めているんですが、最初の24年度は事前に知っていた方がゼロでした。制度をどこで知ったかという調査に対して住宅メーカーとか不動産業者で知ったという方が非常に少なかったという状況がありましたので、そういう反省も踏まえて、そういうところに周知を積極的に行うようにしてきました。25年度に事前に制度を知っていた方が38%、26年度はちょっと下がって32%だったのが、27年度は今41%ということでちょっとではありますが、取組の成果が出てきたのかなと考えているところです。

下瀬俊夫委員 県下では下松市に次いで山陽小野田市が社会動態増、若干ですがあったということです。問題はこの転入奨励金の効果なのかという評価ですよね。この評価をどう見ているかを聞かせていただきたい。

川地総合政策部次長兼企画課長 先ほど説明したように制度の周知ですが、まだ6対4で知らない人のほうが多いんです。だんだん差が縮まっており、私どもは一定の評価はありますけども、何とかこれを逆転させたいと、この制度があるから山陽小野田市にちょっとでも住みたいという形で持っていきたいと思っていますので、評価はまだ途中かなと、この転入奨励金の啓発にもっと努めるべきだという考えです。

下瀬俊夫委員 先般の議論の中で、転入、転出についてアンケートを取っているという話がありました。この問題について、具体的な分析はまだ全くされてないんですか。

川地総合政策部次長兼企画課長 実はまとめていまして、3月の第1週の現時点での分析をしています。丸々1年たっていませんけども、転入世帯が350ぐらい、転出世帯が280ぐらいということで、今のところ転入が多いような形です。宇部市からの転入、宇部市への転入が一番多いです。次に下関市への転入、転出、両方とも多いです。県外は転勤とかで、多少ありますけども圧倒的に県西部での動きが激しい。この中でいかに山陽小野田市に住んでもらうかということは今度考えていく必要があると考えています。

下瀬俊夫委員 県西部の移動が中心だという話ですが、我々が目指しているのはもっと全国から、そういう意味ではほとんど知られていないんだろうと思うんですよね。そういう点でいろんなことが考えられるわけですから、この制度があるから山陽小野田市に住みたいという動機付けをやっ

ぱりどうやって作っていくかという点が一つの勝負ですよね。そこら辺でさっきから出てるんだけど、この制度をもっと拡充するのか、それとも別のことで考えるのかという、そういう段階なのか。これを見限るかのような話も感じるんだけど。まだそんな段階じゃないんじゃないですか。

川地総合政策部次長兼企画課長 議員がどのように取られたか分かりませんが、決して見限ってないと思いますし、今後更にこれについては拡大をしていくべきかなど。ただ拡大の方法が転入奨励金の交付なのか、子ども子育てなのか、産業振興なのか、その辺についてもっと議論をしていかなければいけないと考えています。

河野朋子委員 全国を視野にと言われましたけれども、私はむしろこの人口ビジョンの分析をいろいろ見てみますと、お隣の宇部市と下関市に住むぐらいただったら山陽小野田市に住んでほしいというようなところでそこをある程度ライバル視して、そことの差別化、違いをもっと打ち出していく、そういった地道な取組から、それから全国に広がっていくのはもちろんいいんですけども、こういうふうに数字を見て、よくわかりますし、実際周りの人でも結婚して宇部市に住んだという人がかなりいるんですよ。なぜ山陽小野田市に住まないのかなと思うぐらい、そういう人がたくさんいて、通勤などにそれほど差がないのに宇部市に住む人がかなりいるので、そういうことを考えた場合はやはりライバルを宇部とか下関に絞って、そこからきちんと着実に入ってくる人を増やしていくということで是非転入奨励金も含めてですけど、転入の政策については是非積極的にやっていただきたいという意見です。

伊藤實委員長 今の奨励金については総務のほうでも前々から言っているように、入る人の奨励金だけ出ない対策を、市外に逃がさないような政策は考えてないの。

川地総合政策部次長兼企画課長 それが今回の総合計画の中で特に28年度重点的に設けた子ども子育て支援事業、それから医療対策事業に現在は重きを置いているということです。

伊藤實委員長 それもそうだけど、いろんな手法を使うことによってトータルで山陽小野田に住もうということになると思う。この奨励金だけで住もうということにはならないと思うので、全てが良くないといけないんだ

けど、総務でこの審査をしたときには市内の中でも新築をする、中古を買うといった場合にも同じような制度で逃げないようにしたらどうかという意見も言ったんだけど、そのような検討とかはされてないということですか。

川地総合政策部次長兼企画課長 それは企画の中でしていますが、相当な金額が出てくるというのもあり、今現在転入奨励金についてはこの形。それから先ほど河野委員からもありましたが、昼夜人口、うちは0.1未満なんですよね。それをどう捉えるかという観点からの支援策、それから東京理科大学、これの効率化によっての人口定住、更には工業都市なので産業振興策、創業支援について今からいろいろ考える。全体的な形でいろんな支援を今後考えていこうと思っています。

河野朋子委員 総合計画は業者に委託するということがいいんですよね。

川地総合政策部次長兼企画課長 プロポーザル方式による外部事業者への委託です。

河野朋子委員 そうなりますと、基本構想の委員会を立ち上げたり、まちづくりの市民会議で公募したりとかそういった動きが28年度から出てくるということですか。

川地総合政策部次長兼企画課長 87ページにも書いていますとおり、委員報酬として基本構想審議会委員の予算も上げていますし、まちづくり市民会議も立ち上げていきます。27年度はそれに先立ち、市民アンケートとか職員アンケートもしており、今後これらの分析にも入ります。既に総合計画に関しては動かしているという状況です。

河野朋子委員 第一次のときの反省点をいろいろ指摘していますので、今勉強に行かれたと言われましたけど、総合計画がまちのビジョンであるということも市長の口からもありますように、この総合計画を大事にするのであれば、作るどころから一次の反省に立って市民のものになるようなものにしていただくためにもコンサルタントに丸投げということがないように策定をしていただきますようお願いいたします。

笹木慶之委員 87ページの14使用料の中で行政データ使用料というのがあって、これは何をどこからですか。

川地総合政策部次長兼企画課長 昔でいう官庁速報。毎日データで送られてきますので、そのデータ使用料です。

下瀬俊夫委員 73ページ、臨時職員の件です。これは既に市長がこれだけ臨時の職員が増えて、臨時がいつまでも物件費ではなしに人件費としての扱い方をすべきではないかということをも本人の口から言われたわけですよ。こういう問題について、その後、若干賃金は上がったのは上がったんですが、まだ最低賃金の状況のままです。そういう点で、この臨時雇用職員について具体的に抜本的な雇用対策をどのように取っていかれるのか、お聞きしたいんですが。

城戸人事課長 臨時職員の配置については、人事ヒアリング等によって、特定の業務に従事してもらうために雇用していますので、抜本的にという質問でしたけども、特にどのように改めていくかということは現在ありません。

下瀬俊夫委員 そうすると大体半年更新で、3年間いることができるという仕組みになっていますよね。ところが3年過ぎてもう一遍ハローワーク等に行けば、また継続して雇用は可能だということで、そういうシステムを作って長期に雇用されている臨時職員がいるんじゃないかと思うんですが、今何年ぐらいの職員が最長でしょうか。

城戸人事課長 最長3年間と定めた中で、新たな任用として取り扱っています。必ず面接等採用に伴う試験を実施して新たな採用をしていますので、具体的に延べでとなると10年を超えている方もいるかも分かりませんが、任用としては3年ということです。

下瀬俊夫委員 臨時の職員が10年を超えようが20年を超えようが基本的にほとんど最低賃金のままで状況は変わらないわけですよ。ところが職員の場合は毎年のように職場を異動させられるということで、臨時の職員のほうがきちんと仕事ができるわけですよ。臨時の職員から正規の職員が教えてもらうような状況があるわけですよ。そういう逆転現象が起きているわけですよ、職場の中で。それだけ臨時の職員がいろいろな面で能力的にもかなり職場を支えている面があるんじゃないかと思うんですが、それでもあくまでそういう職場改善についてはやらないという考えでしょうか。

城戸人事課長 基本的な考え方としては、恒常的に職員としての配置が必要な部署については正規職員の配置を考えていくという考えは同様ですが、臨時職員の処遇という点では、毎年の山口県の最低賃金の状況であるとか、この度、職員の給与改定がありましたけど、そういう状況の中で判断していくという考えです。臨時職員の中には非常に意欲的な方もいて、近年は社会人枠の職員採用という形も取っていますので、そういった方については是非職員の採用試験にもチャレンジしていただければと考えています。

下瀬俊夫委員 そうすると臨時の職員が採用試験にチャレンジして、正規に雇用されるという可能性もあるんですか。

城戸人事課長 毎年定員計画に基づいて職員採用試験を実施していますので、その採用基準に合致すれば、年齢制限等は当然ありますけども、応募していただくことは可能です。

伊藤實委員長 ほかによろしいですか。それでは70ページから87ページまでの総務関係の質疑を終了し、午後1時から今度は衛生費をして、その終了後に3番の2款の総務費の10目から29目について審査をします。それでは1時まで休憩に入ります。

正午 休憩

午後1時3分再開

伊藤實委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開します。それでは、最初に審査番号4番、4款衛生費の審査対象事業7番について質疑を求めます。

松尾数則委員 受益者負担の適正化が3点になっているんですが、適正化で、新しくできたときにどういう状況になるのか、説明してください。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 これは、受益者負担の適正化で、適正であるということで3が最高です。

矢田松夫委員 その45ページの自治体関与の妥当性がありますが、評価は5点と企画の3点となっていますが、この点数の違いは、幾ら市の固有の業務あるいは火葬場の許可を得ておりながら、結局地元合意ができなかったという、3軒ぐらい押印をしなかったということも響いた結果になっているのかどうなのか。その後どうなったのか、火葬場について。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 今回の新火葬場建設での地元合意ということによろしいんですか。墓地埋葬等に関する法律の施行細則では220メートル以内に、今火葬場があって、実際にそのエリアの中に住んでいる方もいます。それで、こちらとしては対象を15軒ということで、そのうち13軒ほど同意をいただいて、2軒はまだいろいろ説明なりして、今手続中ということですか。

下瀬俊夫委員 目的の妥当性の評価が企画は3点です。この一覧表を見ると、住民のニーズが高い、あるいはアンケート等含めて、住民のニーズが高い事業については5点となっていますよね、評価の基準が。今回、地元で造れという非常に高いアンケートの結果が出ているでしょ。8割の住民が、地元で火葬場を造れということをや請して、行政がそれで動いたということなので、なぜこれが3点の評価なのか。企画の評価としてはいかなもののでしょうか。

川地総合政策部次長兼企画課長 あくまでもあのときのアンケートは、宇部市と共同で造るか、それとも市内の中でという、この違いのアンケートでしたので、その辺を勘案して、通常の3点としています。

伊藤實委員長 先ほど地元合意ということですが、今15軒中13軒で、2軒まだ合意してないということですが、それはどのような理由で合意に至っていないのか。その理由をお聞かせください。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 1軒については、理解はいただいているんですが、説明にお伺いするときに、非常に多忙な方で、御主人ともなかなか会えないということで、「また主人とよく話します」ということで何度もお伺いしてはいるんですが、時間的に会えてないというのが1軒です。もう1軒は、余り近いからいろいろ支障があるということで、今御理解いただけないという状況であります。

伊藤實委員長 その合意文書、ほとんど白紙委任に近い文書を出されています

よね。その辺についてはどうですか。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 説明をする中で、当然同意の印判を押した後、一切苦情とか要望が言えないということはありませんよということは説明しています。そして、同意についても、当初、異議なく同意するとかいう文言もありましたけど、白紙委任という意味合いにも取れるということもありましたので、その文言ものをかけています。

伊藤實委員長 のけて、もう一回したってということね。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 実際には、当初いただいた印鑑はもうそのままいただいています。後になって、その辺を口頭で説明するのと、異議なくという文言をのけたということです。

伊藤實委員長 近隣の人たちも、実際には何年後かにいろんな支障が出た時には、「言った、言わない」という水掛け論になるわけでしょ。やはりその文言を「入れる、入れない」ってすごく重要なところなので、そういう同意文書についても内容を今度は精査しながら改善するとかしていただきたいと思いますが、その辺についてはどうでしょうか。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 合意については、何度も足を運んで理解をいただくのがまず大前提。その場で、既に火葬場があって、そこで今経営しているから、ここで再度経営させてくださいということをお願いしています。それで、いろいろ同意についてもいろんな意見がありますので、その辺は十分聞きながら、そして、同意をもらったからといって、もうそのままじゃなくて、節目節目で、こういう設計になっていますとか、工事はいつ入りますとか、細々したことは随時説明して、文書をももらったからそれでいいということではないと認識しています。

下瀬俊夫委員 28年度にまちづくり魅力基金から1,100万円出ていますよね。この魅力基金は目的基金ですよ。だから、何でこの建設事業に28年度を出すのか。どの部分に出すということになるんですか。

篠原財政課長 まちづくり魅力基金、新火葬場整備事業の中に1,100万円ほど繰り入れて充当していますが、まちづくり魅力基金は、新市における一体感の醸成とか地域の振興のために使う基金で、この1,100万円の充当先については、基本設計に係る部分の財源として充当しているところ

ろです。

中村博行委員 委員会のほうで、素晴らしい施設をたくさん視察に行かれたと聞いていますが、環境とか美観、そういうものを参考というか取り入れられている部分があれば、教えてほしいと思いますが。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 去年の暮れにプロポーザルで設計業者を特定して、現在、基本設計の前段階の設計業務の協議が始まったというところで、基本的な環境については、非常に燃焼したガスの処理とか、様々なものについては最新鋭の火葬炉が付くということになっています。美観は、いろいろ設計者の考えもありますけれど、市の考えも十分お話ししながら、コンセプト的にはやっぱり里山の中で最後をみとれるというようなソフトな感じで設計の方向性は考えています。ただ、色とか外観の屋根とか、そういうのはまだまだこれからのことという状況です。

伊藤實委員長 ほかに。よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、7番の事業を終結します。続いて、4款衛生費166ページから189ページまでの質疑を受けます。

矢田松夫委員 173の野犬対策ですが、野犬とはちょっと違うんですけど、野良猫です。私も実際、竜王山の現地へ行きました。それから、当時の一般質問を読み返しました。確かに行ったらすごい数です。たまげました。きょう現在37匹、1匹死んでいますので36匹がまだ元気であるということの情報が入っていますが、議事録にも、市長が現地に行ってみるとか、所有者が不明なので動物愛護の関係もあって、簡単に捕獲はできないということでもありますけど、餌をやる人、かわいがる人、あるいは段ボールで小屋を作っている人、任務分担じゃないんですけど、猫をかわいがる人がいるので繁殖するのは自然の流れであるということで、まだ増えると思うんです。これをどうにかしないと、夜鳴く、あるいは病気、それからカラスが猫の餌を食べるということを含めて、非常に環境悪化につながるということもあって、ぜひこれを野犬対策と同時に野良猫対策も是非お願いしたいということですが、何か策はありますか、今年度は。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 竜王山に限らず、市内各地で5匹とか10匹とか、無責任に餌をやって増えているという箇所があります。市の環境課としては、餌をやっていない人にもう餌をやらなくてくれという部分

があります。基本的には個別にそういう対応もしていますが、竜王山については、もう猫が増え過ぎていますので、餌をやらないでそのまま放置というわけにもいかないという部分も若干あります。そして、市の公園ということもあります。今、都市計画等が管理していますので、都市計画と環境課で、時間は掛かるんですけど、何かいい方法、避妊手術、去勢手術をしていくとか、いろんな方法を考えながら何らかの対応をしていきたいとは考えています。ただ、具体的に今こうするというのは、環境課もですけど都市計画のほうも、まだそこまで行ってないのが事実です。

下瀬俊夫委員 169ページ、委託料の急患診療所の件です。いわゆる医師会が急患診療所を運営しているわけですが、医師会から市民病院なり行政なりに要望書が出ていると思うんです。その内容が分かれば教えていただきたいと思います。

山根健康増進課長 医師会からの要望ですけども、今在宅当番医という休日当番医制があるんですけども、両医師会でやっており、一次救急ですけども、それを自分ところの医療機関でやっているものを出務型にしたいということで、急患診療所の場合を利用したいという要望は出ています。市民病院でどうのというのは、今ないです。ただ、休日当番医制を今自分のところでやっている当番を医師がその場所に出掛けて出務型でしたいという要望は出ています。

下瀬俊夫委員 この169ページの急患診療所委託料3,279万円、これは医師会館でやっている分じゃないんですか。

山根健康増進課長 これは、小野田保健センターに併設しています急患診療所でやっています。

下瀬俊夫委員 出務型でしょ。

山根健康増進課長 急患診療所は出務型ですけども、医師会からの要望が出たのは、一次救急医療というのが二つあるんです。急患診療所で平日、夜間と小児科の休日にやっている一次救急医療と、厚狭郡医師会と小野田医師会で日曜祝日に9時から17時まで自分のところの医院でやっている一次救急医療があります。その自院でやっている一次救急医療を急患診療所のほうの出務型でしたいという要望書です。

下瀬俊夫委員 これは、病院会計の繰出金、繰出基準に基づく繰出金とも関連するんですが、いわゆる市民病院が救急の指定病院になっているということで、常時、救急車が来ると受け入れなきゃならないということで、輪番制の当番医のときには2人体制だけど、その他のときには1人体制ですよ。だから、当直の先生がどうしても対応せざるを得ないと。そうすると、医師が疲弊するという言い方をずっとされてきたんです。ところが、この急患診療所については、余り患者が行かないということで、きちんとした市民病院でこの急患診療所をできるようにしたらどうかという声が一時的にあったわけです。それは、現在はもうないわけですか。

山根健康増進課長 この委員会でも意見が出まして、事務局としては市民病院の中でできないかということのを投げ掛けました。やはり、市民病院としては、勤務医の疲弊といいますか、なかなか医師が確保できないという中で、やはり条件が付きまして。開業医がここまで協力してくれれば中でできる。今、開業医が急患診療所のほうでは19時から22時半まで急患診療所でやっています。それを市民病院の中で、翌朝まで開業医がしてくれれば、市民病院の医師の負担軽減にもなる、また、医師の確保もしやすいというような条件が整えばできるという、具体的な意見もいただいたんですけど、それは開業医のほうではそこまではできないという意見もあります。話がずれるかもしれませんが、一次救急医療については、開業医と公的3病院と行政が医療懇談会とか市の地域連絡会等において一次救急医療についてどうあるべきかということについて、検討しているところです。その中で、行政としても意見を言っていこうと思っておりますし、急患診療所のみならず、先ほど言いました休日当番医、両医師会がやっている一次救急医療について、検討している段階です。

下瀬俊夫委員 救急車が患者のところに到達して、病院へ搬送する時間が大変長くなってきているということが、実は消防組合議会の中でも問題になっているんです。この会計から病院会計に繰出金が出ているということで、基本的に救急医療体制の充実が一つの名目として出されているわけです。今、当番医だけではなしに日常的に2人体制の人員費まで出ているのではないかと実は思っているわけですが、結局、1人の当直が夜間までずっと見ているから、医師が疲弊するという言い方をされているわけです。それを医師会と共同でやれば両方助かるんじゃないかと、思っているわけですが、そこら辺の調整は難しいんでしょうか。繰出金を出している行政のほうから、もっと指導的にこの救急医療体制の充実

ということで、そこら辺の態勢が取れないものかということが一つのテーマなんです。

山根健康増進課長 答えになってないかもしれませんが、救急医療というのは、基本的には一次救急は開業医が持つ、二次救急は大きな公的病院が持つという基本姿勢はあろうかと思います。その中で、今、労災病院等々において、休日当番医の外科を労災の場で開業医の先生がする。これは今年度1回だったんですけども、来年度は複数回するという協力体制ができつつあろうかと思います。今まではあんまりそういう会議もなかったんですけども、最近になり、地域医療をどうするかということにおいて会議も持つようになっていきますので、また今後に期待できるかなと思っています。

伊藤實委員長 今の救急ですが、実際には、市立病院を建設するに当たっては、30人にするという話から一向に進んでないわけです。そういうのも含めて、市民からすれば、新しい病院ができれば、救急車をいろんな病院に回されるんじゃないかと、すぐに市立病院なり労災病院なりに搬送してもらえんかと思ってるわけ。現実にはそれができてないわけですよ。今の話からすると、休日なんか1人の先生では手術も何もできないわけです。そこには、レントゲン技師や薬剤師、臨床検査、いろんなスタッフがいて、初めて手術ができるわけですよ。そうなってくると、休日とかで民間の先生が労災で手術をするということになれば、それだけのスタッフがいるからできるわけであって、やはり抜本的な形態というか、そういう議論というか、そういう話はされているんですか。そうじゃないと、実際、これだけの基準内繰入れをしたとしても、その辺が十分に市民のニーズに応えられる状況でないと、どうかなって議論にはなるんです。これは、合併当初からずっと引きずっているんで、どこかでやっぱり変えないといけないと思うんだけど、その辺についてはどうなんですか。病院側の意向もあると思うんだけど、やはりそういうのも含めてしないといけないと思うし、先日、消防議会で松尾委員、笹木委員は先進地に行かれたと思いますが、やはりそういうところは行政がすごくバックアップしているわけです。やっぱりそういうのも含めてしないといけないと思うし、実際募集している、医者年収にしても相当低いじゃないですか。昔は700万円ぐらいで募集していたわけだから、やはりそういう部分の弊害もあろうし、やっぱりマンパワーがないとその辺は対応できないと思うので、そこはやっぱり行政側からはしっかりと医師会なり消防も含めてそういう協議の場で方針を提案すべきではないか

と思うんですが、そういうことはされていますか。

山根健康増進課長 二次救においては、27年度から体制を変えています。今までだったら、ここで倒れた人がいれば、近医、近いところ、それから輪番制病院、それから三次救という体制ができていたんですけども、そうしたらいつまでたっても、ある病院は勤務医のオン・オフができない、今日頑張れば明日はいいというような切替えができないということで、27年度からまず輪番病院に運ぶという体制で、その後、サポート病院という二次救全体の体制を変えています。その中で、新聞にも出ていたんですけども、搬送患者が減ったとか、搬送時間が短縮したとかということで、27年の緊急アピール宣言の後に、27年4月から実施して、効果も出ていると感じています。その中で、やはりまだ4割近く軽傷患者がいるということで、行政としては啓発しかないということで、啓発にも頑張っているところです。

笹木慶之委員 今、保健サイドのことはしっかり言われたと思いますが、委員長が言っているのは、多分こういうことだと思うんです。保健サイドは保健サイドで分かるけれども、医療サイドの問題とよく調整をして、それからもちろん救急もあります。だから、3者がうまくいって初めて機能を果たすわけで、その分野の話を保健サイドがリーダーシップを持って、ある程度話をしていかないと前に進まないよと。だから、一般行政から繰出金も出している。基準内繰出しではあろうけれども、しかしそれは救急であるとか不採算であるとかいろんな医療を担っているわけで、だから行政サイドから働き掛けて医療を動かす、医療の内容を聞いて、また保健がキャッチしていくという仕組みをしっかりとやれよと、早く言えばそういうことですよね。だから、山根課長が全部答えようと思っても、それは無理だと思います。だから、次の会議でしっかり調整して、実益があるようお願いしたいと私は思いますが、いかがでしょうか。

山根健康増進課長 今後、行政のほうから、できるところから意見を述べていきたいと思います。

下瀬俊夫委員 これは、補正予算のときにもかなり厳しい議論になったわけですよ。一般会計からの繰出金についての取扱いです。原課としては、病院から出してくれと言われれば、あるいは財政から出してくれと言われれば、これはもうやむなく出さざるを得ない状況です。地域医療対策室というのがあって、基本的に市内のこういう救急医療も含めて、無医

地区の問題なんかも含めて、具体的に政策的な対応がいていると思っているんです。ところが、今はそういう状況になかなかない。いわゆる行政主導で地域医療を充実するとなっていないんじゃないかなと思っているわけです。そうすると、この総合政策に具体的に地域医療の問題、お金も出しているわけだから、どうするかっていうことを協働できちんと対応できる仕組みがいるんじゃないかなと思っているわけです。年間約1億円、救急医療対策として病院に出しています。これは、日常的に救急医療体制をきちんとしなさいということで出していると思うんですが、ところが今当番医の場合に月に1回か2回でしょう、2人体制、市民病院がやっているのは。1億円の金を出していて、月に1回か2回しか2人体制でないというのは、私はやはりどうかなと思うわけです。そういう点で、そこら辺に対するきちんとした指導なり、政策的な対応なりは、総合政策のほうからはできないんですか。

川地総合政策部次長兼企画課長　まず、繰出金の話で、28年度、約9,700万円出しています。その内訳は、空床補償、これは5床、空床補償していますけども、大体6,200万円程度、警備委託料が大体六百数十万円程度。医師、宿泊手当等の待機料が大体4,200万円程度、多少収入がありますので、差引きをして、それが9,700万円となるわけですから、1億円が待機料全てに回っているわけではないということは御理解いただきたいと思います。待機料についても、ずっとそこにいなければならぬということではなく、いざというときにすぐに出られるような態勢であればいたし方がないということですので、そういったことも含めて4,200万円程度を出しているということが一つ。それから、先ほどからずっとありますように、地域医療の考え方です。委員が言われるとおり、一次救急は市の責任、二次救急、三次救急は病院という形になっていますが、ここらで、地域医療として病院がどのような形で役目をとるのか、市を踏まえてやはり検討していかなければならないだろうと考えています。特に、休日急患診療所の関係とか、休日救急医についても、どうにかして市民病院と連携できないものであろうかと考えています。今、繰出金が総計で大体4億数千万円、5億弱出していますけども、これ全て交付税ではありません。一般財源で、税からの純一般財源が1億数千万円出ていますから、これを出す以上はやはりこの地域医療については全体的に今後考えていくべきであろうと思うし、ある程度、総合政策部のほうから健康福祉部についてもこういう形でどうかできないものかという協議はしていきますが、今後、その辺についてはもっと充実した協議をしていきたいと考えています。

下瀬俊夫委員 総合政策でそういう話が出たのは初めてですよ。なかなか立派な発言だったので、さすがだなと思ったんですが、これは病院会計の議論の中でも出たんですが、病院会計の新年度予算は赤字予算なんです。赤字予算を見越して一般会計が繰出しをしているでしょう。これはどんな議論になったんですか。民福では、附帯決議で厳しく指摘しています。補正予算であれだけ議論になったのに、当初予算で赤字予算を組むなんてことはもってのほかだと思っているわけです。そういう点で、この繰出し基準の問題も含めて、どんな指導なり、対応をされたのか、お聞かせください。

川地総合政策部次長兼企画課長 28年度の病院事業については、キャッシュフロー、それから損益計算書を見れば1億4,400万円程度の赤字となっていますが、この原因については、病院当局からの説明もあったかと思えますけども、やっぱり新病院建設による減価償却、これが多大な金額になっているということが理由と考えています。一般会計の繰出金の立場から考えるのは、この辺については考えておらず、やはり資金不足額、これをどうするかという考えです。27年度、実際出ましたので、これに対しては対処しましたけども、今のところこの損益計算書から来る流動資産と流動負債からの計算方法による資金不足額については、今回は当初予算に出てないということです。ただ、今後出ないのかということもあろうかと思いますが、その辺については、協議したいと思えますけども、今回の当初予算における病院の赤字は、市民病院建設の事業の観点から致し方がないのではないかと判断しています。

下瀬俊夫委員 補正のときに、この問題はかなり厳しく指摘をされているわけです。今回、入院患者、外来患者とも去年に比べてかなり減らしているわけです。当初予算で減らした見込みを組んでいるわけです。これは、いみじくも、病院側が言ったんですが、いわゆる確保可能な患者数を計上したんだと。だから、実現可能な患者数をいわゆる当初予算で計上したと言っているわけです。ところが病床稼働率で見たら83.7%です。どう考えても、これ赤字予算なんです。私たちは、だから努力が足りない、いわゆる目標を設定した場合に、その目標に対してどうやって達成するかという努力が足りないんじゃないかと。だから、もともと達成可能な患者数を設定すること自体が間違っているんじゃないかという指摘をしたわけです。そういう話が次長の口から出なかったのが、大変残念ですが、どうなんですか。やはり補正予算の厳しい指摘、いわゆる親

方は日の丸じゃないかと、赤字分は一般会計が皆見てくれるんじゃないかという、こういう姿勢ではまずいんじゃないかと。行政自身もそれではまずいんじゃないかと思っているんですが、そこら辺の当初予算に対する考え方、繰出金の考え方について、いかがなものかなと思っていますが、いかがでしょうか。

川地総合政策部次長兼企画課長 繰出金については、まずこれは基準内繰出しですので、ちゃんと総務省の繰出し基準にのっとった方法で出していますので、予算が赤字だからといって、この金額がどうかということにはならないだろうと思っています。それから、市民病院については、地方公営企業法の前掲企業ですので、ある程度財政の責任は市民病院にあります。その辺について、私どもは繰出金についてのみ意見が言えると思っていましたが、やはり今回の27年度の補正、それから収益を見ますと、非常にこれはかなり厳しいものがあるということもありますし、国、県の指導もありますので、今後、市としてもかなり積極的に関与していく必要があるであろうと。さらに、経営改革プランも見ましたけども、いろいろ意見もあろうかと思いますが、この辺についてもちゃんと進捗状況を見ながら厳しく今後は対処していきたいと考えています。

伊藤實委員長 今の病院の件については、先般の補正の部分で、委員長報告でやっていますので、経営分析をはじめ、そういうことも四半期ごとに議会へ報告となっていますので、シビアな目でやっていただきたいと思いますので、お願いします。それでは、ほかの項目についての質疑を受けます。

中村博行委員 171ページ、霊園使用の返還金とありますが、今年度どのくらい返還されるのか。霊園の空きとか需要、それを含めた今後の予測、そういったものを教えていただきたい。

木村環境課課長補佐 霊園の使用料返還金、27年度、3月1日現在ですが、5件ほど返還があります。これは、旧山陽町時代のときの話になりますが、お墓を全然建てていない方が返された場合ということで、管理料は当然戻らないんですけど、使用料の部分だけをお戻しするという形で、今現在で5件程度、大体100万ちょっとという予定です。それと市営墓地全体でということであろうかと思いますが、小野田霊園が整備数3,324区画あります。そして、3月1日現在で3,270ほど貸出しがあります。残っている区画が54区画あります。東墓地公園につい

ては、200区画整備されており、全部貸出しをしていますので、残っていません。南墓地は、553基ありますが、3月1日で539、残りが14という形です。それで、ここ二、三年続けて、墓地の貸出しということで募集もしています。小野田霊園に新しい区画を作って、今までの待機者を少なくしていく措置をとっていましたが、新区画が全部売れた状況になっています。それから、27年度も今回も全体で30区画ぐらい募集しましたが、実際は19区画ということで、募集を下回っているような状況ではあります。時代の流れで墓地をお求めになられる方が少なくなって、納骨堂への移動が多くなっており、貸出しをしていくよりも返還のほうがちょっとずつ増えてきている状況ではあります。ですから、28年度もできたら、貸出し区画数を多めに設定して、極力貸出しができるようにしていきたいと思っています。

下瀬俊夫委員 返還が増え始めたという状況の中で、一定の限界点が見え始めてきたのかなという感じはするんです。そうすると、以前から少し問題になっていた、予定貸出し、そこら辺の検討にもう入っていいんじゃないかと思うんですが、それに対する回答をいただきたいと思います。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 生前貸出しですが、返還のほうはだんだん上回ってきているという状況もあります。ただ、そうはいつでも、全体の数がまだ50ということで、これからの需要がいまいち見通せないところもありますので、もうちょっと精査する必要があるかと思っています。

下瀬俊夫委員 171ページ、里帰り中妊婦の健康診査助成金が上がっています。これは、市民病院でそういう里帰り出産が少し増え始めたということがありますが、これは行政として里帰り中の健康診査に対する助成金を出すということですが、実績なり目標なりがあれば教えてください。

河野健康増進課課長補佐 里帰り中の妊婦健診の助成に関しては、各回10人ずつを予定しており、健診の数が6回から14回までの8回ありますので、80人分です。

中村博行委員 175ページ、19節の浄化槽の設置整備事業補助金がありますが、汚水の処理の関係で、公共下水と農業排水があると思うんですけど、公共下水もずっと広げていくというわけにはいかないので、浄化槽

をこれから伸ばしていくべきではないかとは思いますが、この金額で今年度でどのぐらい見ているか。そして、浄化槽を増やしていこうという考えがあるのかお聞きしたいと思えます。

森弘下水道課技監 下水道の普及率は今年52%で、農業集落排水が2.8%、浄化槽が24.4%ですので、水洗が使えるが79.2%ということ。国も、10年で下水道の処理を90%台にしてくれと言ってきています。ただ、下水道も補助率が低くなっていますので、0.5%ぐらいしか伸びません。ですから、浄化槽に頼らざるを得ないと思えます。今年、汚水処理構想の見直しを行っています。これで経済比較をして、下水で整備すべきか、浄化槽で整備すべきかという線引きを改めてこの5年間考えていくことにしていますので、年度末にはある程度その辺のすみ分けが出ると思えます。

中村博行委員 今年度何基かということについて。

森弘下水道課技監 目標が85基で、実績が83です。

伊藤實委員長 ほかに。よろしいですか。それでは、ここで職員の入替えをします。10分休憩して、次は総務費の残りを先にしたいと思えますので、2時5分から再開します。休憩に入ります。

午後1時56分休憩

午後2時8分再開

伊藤實委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。それでは、午前中にできなかった審査番号3の2款総務費1項10目から29目まで、先にそちらの質疑を受けたいと思えます。86ページから111ページまで。

下瀬俊夫委員 厚狭地区複合施設について、2月にオープンして約1か月たったわけですね。この間、使い勝手の問題も含めていろんな問題が出てきたと思えますが、まずどういう問題点が出てきたのか、分かる範囲で教えてください。

吉藤山陽総合事務所長 この施設は、去る2月8日に供用開始となりましたが、

開始後、新たに対応を要する課題が幾つか出ていますので、その概要について説明します。まず、駐車場の減速帯についてです。複合施設の本館と西側の駐車場には車の速度を抑えるためのハンプが3本設置してあります。これは路面に段差を付けることによって、意図的に車の速度を抑制するものです。なぜ、このような措置をしているのかとといいますと、総合事務所の北側一帯には住宅地が多く開けており、県道へつながるルートとして、近隣の住民の方から昼夜を問わず通り抜けができるようにしてほしいとの声があり、その要望に応じていますが、北側と南側の出入り口は直線で結ばれていることから、車のスピードを落とさずに通過することが想定されます。また、駐車場も建物を取り囲むように配置をしている関係で、車の動きもふくそうすることから、交通事故防止のための対策としてハンプを設置したところですが、しかしながら、オープン後、間もなく北側のこの段差につまずいて転倒された方がいました。本人によると、黄色のラインと思ったら段差があつてつまずいたということでした。そこで対応策について関係課で協議した結果、3本の減速帯のうち、原因となった一番北側については、歩行者の動線を確保するため、移動させるとともに、全てに段差ありの注意書きの路面表示をしたところですが、実際に昼間の状況を見ても、抜け道として使う車両が多く見受けられますので、事故防止のためには必要なものと考えています。ただし、現状が100%の策とは思っていませんので、今後も引き続き状況を注視しながら必要な対応はとっていきたいと考えています。

二つ目で、体育館等と中庭との段差の件です。これは近くにお住まいの高齢者が、夜、複合施設から自宅に帰る途中、体育館棟の中庭側の犬走りの上を通過して、東側の自転車駐輪場側に抜けようとしたところ、段差に気づかずに転倒されたということがありました。このため、対応として、原因となった場所に黄色の柵、車止めですけれども、これを設置するとともに、犬走りと中庭との境に注意喚起のための黄色のラインを施したところですが、三つ目に、本館と正面玄関前の駐車場で起きた案件です。実は、駐車しようとした車が、正面玄関前が満車のため、他の駐車場に移動しようとしたものと思われませんが、Uターンをして、そのまま隣接の歩道の上を通過して移動したケースがありました。この駐車スペースと歩道とは、あえてつまずかないように段差をなくしてあるのですが、運転される方にとっては、それがわからなかったのか、歩道の上を通過されるという動きがありました。この対応として、車が歩道に進入しないようにポストコーンを設置する予定としています。それから、四つ目に、図書館内の照明についてです。館内の南側及び東側の窓に面して閲覧席があります。椅子に座ってゆっくり読書ができるスペースとなって

いますが、この真上に照明がないため、特に冬場は夕方以降、十分な照度がなく、本が読みづらい状況となっています。このため、この閲覧席に蛍光灯のスタンドを置くことで対応することとし、既に発注しましたので、近日中に設置します。それから、五つ目に、図書館内の閉架書庫で発生した結露についてです。この件については、後ほど工事担当課から説明します。以上、供用開始後の課題と対応の概要について説明しましたが、施設としては今が100%の状態とは思っていません。一つ一つ検証し、改善すべき点は改善しながら100%に近づけていく、より使いやすい施設にしていかなければならないと思っています。

中森建築住宅課長 それでは、閉架書庫内で発生した結露について説明します。詳細については、平成28年2月13日に閉架書庫内の北側の柱部分及び床の一部に結露の発生が確認できたことです。原因は当日の気象によるものだと考えています。2月13日は、前日までと比べて最低気温や湿度が急激に高く変化した一日となっています。しかし、躯体、鉄筋コンクリートの建物自体はこれまでの寒さにより冷えた状態のままであったのではないかと推測しました。そのような環境下で換気設備を運転していたことから、冷え切った壁や床のほうに暖かく湿った外気が触れるような形、状態になってしまい、結露が発生したのではないかと考えています。その後の調査を引き継ぎ行い、気温及び湿度も平均的な値に下がっていったこともあります。結露の発生はその後、一度も確認はできておりませんでした。このことから、その日だけの一時的な現象であったのではないかと判断しています。

下瀬俊夫委員 最初のあれ、ハンプっていうんですか、実はできた当初から何回もあそこを通るんですが、違和感があります。特に車で通るときに違和感があります。違和感を持たれるように作っているわけですよ。でね、なぜ直線で3か所に設置したのかがよく分からないんですよ。例えば、北側の出口での出会い頭の衝突の可能性と言われましたが、北側には一時停止、一旦停止の標識が何もないんですよね。この段差によってスピードはダウンしたとしても、あの出口ではまた出るんですよ。南側については、そういう出会い頭の衝突の可能性はほとんどないわけですよ。だから、真ん中も含めてですが、何で3つも設置しなきゃいけないのか、非常に分かりにくいし、大変違和感があります。全て公共施設がそういう仕組みであるのであれば、なぜ厚狭の複合施設だけこういうものを作ったのかが実はよく分からない。スピードダウンするから有効でしょうが、実際、歩いてくる人もいるわけですから、そういう点で施

設としては大変違和感を持ちました。3点目の問題ですが、図書館の問題です。南側の窓際のテーブルについて、照明が全くない。多分自然光で本が読めるようにしたんだろうと思うんだけど、7時まで開館するわけですよね。そうすると今の時期、大体4時過ぎには暗くなるという時期に、それ以降ほとんど本が読めない状況になってしまう。その問題と同時に、以前から言われているように、南側と西側の窓ガラスの問題、これは紫外線対策が何もされていないということで、図書館の窓としていかなものかと、いわゆる太陽光が入ってくれば必ず紫外線は入ってきますから、少なくとも紫外線対策用のフィルムぐらいは張るべきじゃないかなと思うんですが、いかがかと。それからもう一つは、子供用の書庫ですね。どの程度の子供を対象にしているかよく分かりませんが、絵本が並んでいる書庫は3段になっているんですよね。3段になっていて、一番上は絵本を読む子供からすればほとんど見えない、手が届かない、いわゆる大人用の書棚なんです。そういう点で、どうも図書館をきちんと運営するような設計思想になっていないんじゃないかということ非常に懸念するんですが、いかがでしょうか。

山根厚狭図書館長 幼児用の書棚が子供に対して高いんじゃないかという指摘がありました。厚狭図書館の子供用の書棚、一番高いところで天板まで140センチあります。それを3段に分けています。一番上の3段の中心部分が110センチあります。小学1年生で平均身長が119センチありますので、1年生は十分と思います。小さいお子さん、例えば、三つ、四つのお子さんについては、ほとんどお母さんと一緒に来られるわけですね。お母さんがそれを取って、三つ、四つの子が取るということはあり得ないと想定していますので、一番上の絵本については、その辺で対応できると思っています。それと次の南側のガラス面のことですが、現在は見る限りでは日が入っているとはいえない状況です。冬だからかもしれないかもしれませんが、入っていない状況ですので、またブラインドが下がっていますので、直射的にならないのと、ひさしがあるので防いでいるのかもしれないかもしれませんが、現実的にはないと感じています。東側の窓は、朝が一番端の書棚に日が入るといった状況です。これも、ブラインドを閉めると防げるのではないかと考えています。今後も光については、注視していると思っています。

吉藤山陽総合事務所長 ハンプの件で、なぜ3か所かということですが、私も直接利用者から言われたこともありますし、間接的にもそういった意見は聞いています。北側については、出たところに市道が東西に走ってい

ますので、それとの衝突を避けるために設置をしているということと、北側と南側、ほぼ直線になっていますので、その通路の両側に駐車場を配置しているという関係もあり、特に南側は正面玄関から出てくる車もあるということで、一定の速度に落とすだけでいいかと、事故が懸念されるということで設置しています。高さが高いんじゃないかという意見もあったのも事実です。ただ、ある程度の高さがないとスピードを落とす効果はないと思っていますので、これを低くすれば確かにショックは和らげられるんですが、そうすると、スピードを落とさずに通行することも可能という状況も生まれてきます。実際、私もオープン後に時々あの前に立って見ているんですけども、かなり南北に両側から通過していく車両がいますので、それを見ていると、やっぱり何らかの対応は必要と思っています。今後も引き続き注視しながら、必要な対応が出てくればしていきたいと考えています。

下瀬俊夫委員 ハンプの問題で、北側の出口になぜ一旦停止の標識がないんですか。市道と交差する部分に、少なくとも一旦停止ぐらいの標識を付けないと、今のままだったらハンプと市道との間にかなり距離があるから、幾らでもスピードは出せます。いずれにしても、結局、交通事故を起こさないための管理責任上やっているんですか。そうであれば、今後公共施設、全部になるんですか。厚狭の複合施設だけですか。考え方がよく分からない。市役所だってすればいいじゃないですか。何でここまで神経質に管理をしなければいけないのかが実は非常に分かりにくい。それから、専門家がいたら聞きたいんですが、太陽光が差さなければ紫外線は入ってこないんですか。違うでしょ。窓が開いていれば紫外線は幾らでも入ってくるんですよ。だから、少なくとも南に窓ガラスを付けるのであれば、紫外線防止用のフィルムぐらい張るべきじゃないかと。それをなぜそんなにこだわるのか、そこら辺がよく分からない。開けておかないといけない理由が何かあるんですか。紫外線対策もしないで、全部この窓ガラスにした。西側もそうですが、何か考え方があるんですか。一切そういう対策をしないでも大丈夫、やらないほうがいいんだという考え方があれば示してください。

芳司総合政策部長 まず、ハンプですが、この厚狭複合施設を整備するに当たり、最終的に外構の設計、そして工事となったわけですが、ほかのところと比べて、あそこの直線が結構長く、特に通り抜けがあるということで担当課と外構の設計を通じて、これは必要な措置であると。当然、管理責任もあるんですけど、まず何よりも利用者の事故を防ぐというこ

とが必要であろうと思っています。例えば、両サイドに車が入りますので、例えば頭から入られた方がバックで出ようとしたときに、猛スピードで車が突っ込んでくる可能性もあるわけですね。そういった事故をまず避けなければいけないということがありますので、3か所になりましたけれど、そういう整備をしたということです。ただ実際、ある程度の想定はしながらの設計だったんですが、不特定多数の利用もあるということで、実際には転倒された方もいるということで、それに対する対応は即座にしたと考えており、北側の一旦停止の表示についても必要かなという気もしていますので、検討したいと思っています。それと、図書館の窓ですけど、今回の施設の整備に当たり、企画が全体の調整をしながら進めてきたわけですが、当然、総合事務所であるとか、教育委員会、これは公民館、厚狭図書館、それぞれの意見ももらいながら全体調整をして、使い勝手の部分についても整備を進めてきました。ただ、まだ十分ではないという点もあろうかと思っていますので、その辺りについては今後担当しているところの意見も聞きながら、必要であれば、そういう対応をしていきたいと考えています。

河野朋子委員 先日、ランプを置かれたところに行ったんですけど、私はむしろ、直線的な道路のような形状で設計したこと、これにすごい疑問を感じたんですけど、さっき説明であった通り抜けができるようにしてほしいという地元の声があったということですけど、どういった方からそういう声があったんですか。

吉藤山陽総合事務所長 私が記憶しているのは、解体工事の前の近隣住民の方を対象にした説明会だったと思いますけども、その場で複数の方からそういった意見があったと記憶しています。そういったこともあって、通り抜けができるように、夜も特に門で閉鎖するというものもなく、今通れる状況にはなっているんですけども、そういった中で危険性、先ほど芳司部長からもありましたように、やっぱり利用者に危険があってはいけないということで、そういった設計をしたということです。

河野朋子委員 公共施設の中がああいうふうに、10分かそこらの間にすごく車が行き交ってたんですね。それ自体が異常な光景で、それをまず、段差がどうこうとか、高さがどうこうとかいう前に、ああいった公共施設の中に道路があるような状況、これをもうちょっと何か見直さないと、何かあってからでは私は遅いと思いますし、つまづかれたり、けがをされたりしたことも大変なことだと思いますけど、それ以前に、裏の団地

ですかね、あそこの住宅街から表に向かって、道路代わりに使われている方がたくさんいたんですけど、それが私はむしろ問題と思うんです。その辺はどう考えていますか。設計の時点でのことにも関わりますが、ああいった公共施設を日常通り抜けに使うということ自体どうなのかということなんですけど、その辺りはどのように考えていますか。

吉藤山陽総合事務所長 本来は公共施設の中を利用しない方がああいう形で通っていくということは、本来的には望ましいことではないと認識はしています。ただ、現状の周辺の道路事情、住宅地の状況から見ると、やはりあそこを閉め切ってしまうと、やはりそこにお住まいの方については、かなり御不自由な目を遭わせるのかなということを考えれば、やっぱり必要な対応策をとった上でやむを得ない措置かなと現在は思っています。

河野朋子委員 新しい施設ができる前はどのような状態だったのでしょうか。その方たちはどこを通っていたんですか。

吉藤山陽総合事務所長 旧施設のときは、ポンプが設置している辺りは、山陽消防署があり、救急車両の支障があるということで通行ができませんでした。ただ、北側から入って、今もそうですけども、東側に抜けて駅前に行くというルートがあり、実際に昼夜を問わず車が通行していたと記憶しています。台数までは覚えていませんけど、結構いました。

下瀬俊夫委員 それは意味が違う。今みたいに直線じゃなかったんですよ。昔は、ぐるっと回り込まなきゃ出られなかったんですよ。今は直線なんですよ。だからわざわざあんな段差を付けないといけなくなったわけですよ。問題は通り抜けができるという意味、どうも考え方を間違っているんじゃないかと思うよ。あれを真っすぐにという要求じゃなかったと思うんですよ。できれば、総合事務所の中を通って旧2号線へ出られるようにしてくれと、こういう話でしょ。だから、直線道路を付けてなんて話じゃないと思いますよ。多分、要望の意味が違うんじゃないかなと思うんですけどね。

矢田松夫委員 地元からということを言われましたが、例えば北側の住宅地の方は、家をのぞかれて困ると、特に夜なんかは電気を付けると家が丸見えだということで、そういった状況を改善するのもしないのか、まずはお答え願いたいと思います。

吉藤山陽総合事務所長 近隣にお住まいの方との関係ですけれども、周辺には民家がありますので、プライバシーが侵害されるということで、必要な高さのフェンスは設置をしています。その高さについても、工事の施工段階で担当者が近隣を回りながら、こういった高さのフェンスをしますよということはした上で設置されたと聞いていますので、特にオープン後に私どもにフェンスをもっと高くしてほしいとか、そういった意見は直接的には聞いていません。施工前にそういった対応をしたということです。

矢田松夫委員 アリーナのところに女子便所と男子便所がありますが、女子便所から外を眺めた場合は丸見えですが、それはどうなんですか。たくさんの方が来られたときに、便所は何人も入れませんので、待つ間、全部見えると言うんです。それから、調理室に入るときに見えると、こういう声が聞くんですが、全然地域住民から声が上がってないということではないんですか。間違いはないですか。そういう状況を解決したから、支障が起こってないということではないんですか。

吉藤山陽総合事務所長 私の記憶では、オープン後にそういったことはなかったように思いますけれども、ただ、実際そういった声が上がっているのであれば、きちんと確認した上で、必要であれば、何らかの対応はしなければならないかなと思っています。

矢田松夫委員 チャイムは完成後に検討するということになりましたが、帰宅を促すチャイムについてはどうされるのか。

吉藤山陽総合事務所長 この件については、昨年の秋に仮の保健センターの上で拡声器から音楽を流して、どの程度届くのか試験をしました。結果としては、当初想定していたよりは届いたと認識しています。現在、この拡声器については今の本館棟に移動させていますので、高さも変わったと聞いていますので、今後もう一度今の位置から再度鳴らしてみても、そのときに近隣の方の反応も聞きながら、できれば、モーターサイレンではなく、ミュージックチャイムで対応できないかということ考えています。

矢田松夫委員 それは検討するというので、実施の方向で動くということですが、了解しましたが、それから研修室ですが、使う度に机の収納をしなくてはいけないということで、健康で若い人ならいいんですが、例えば、フ

オークダンスの方なんかは高齢者も多いので、使ったらまた机を再配置しなければいけないということですが、結果として、机とか、そういった収納庫の不足が考えられます。これは一つの例です。ほかにあります。例えば、ステージなんか、両サイドに机、椅子、パネル、コンパネとか置いてありますので、もう身動きができないということで、例えばステージで催しをするときにも、その繰出しもできないという状況で、これもまた倉庫とか、収納不足等が考えられます。さらに、ふるさとづくりとかの荷物が一つの倉庫に収納されていますので、作業ができないという状況、その他ありますので、是非とも建物の中での収納庫、あるいは外での収納庫の拡大設置を検討されてはどうでしょうか。

吉藤山陽総合事務所長 まず研修室の机については、現状2階に第1研修室と第2研修室、二つあります。第1のほうは3分割、第2のほうは2分割できるようになっていますけども、机については、運用上、原則的にはいわゆる学校形式で机を配置しています。使用後は、元の位置に直してもらうということで対応しているんですけど、これについては開館前に関係課で協議して、使用前にあった状態に戻してもらうということで、机の位置が分かるように、角にテープで印を付けてといった対応をしています。それから、今の収納庫の不足の件ですけども、研修室にも両側に収納できるスペースがありますし、体育館棟のほうにもステージの両側とか後ろのほうにありますけども、それが不足しているんじゃないかという話ですけども、現状今の形で収納庫できていますので、その中で何とか工夫をしながら使用に支障がないよう使っていくしかないと思っています。それから、外の倉庫が足りないということですけども、そういったことも若干聞いていますので、倉庫についてはどうするのか今後の課題にさせていただきたいと思っています。

下瀬俊夫委員 先ほどの図書館の照明ですよね。これはスタンドか何かを置くということですか。

山根厚狭図書館長 窓際の閲覧室については、スタンドを置くように手配しています。

下瀬俊夫委員 あそこは、非常に長いテーブルが置かれて、各自がそこに座って本が読めるようになっているわけですよ。それで、どの程度のスタンドを置かれるか分かりませんが、ほとんど何もテーブルの上にはないわけですよ。そこにスタンドを1個ずつ置くわけですか。どうも恒久的に

ものを考えているという感じじゃないんですよ。いわゆる応急対策ですよ。何かほかにきちんとした方法はなかったんですか。

山根厚狭図書館長 応急対策と言われれば、そうなるかもしれないですけど、天井等の工事をしないといけなくなりますので、取りあえずLEDの照明スタンドを置くようにしています。実際に置いて確認して、十分見られるだろうというものを置く予定にしています。

岡山明委員 トイレのことをお聞きしたいんですが、トイレの個数と、内開き、外開き、一般質問で出たと思うんですが、これに対しての問題提起がなかったんですか。

吉藤山陽総合事務所長 トイレの数ですけど、まず本館棟については、1階、2階にありまして、男性用が小三つ、大二つと、女性は三つあります。それと多目的トイレが1か所ということで、1階、2階同じように設置がしてあります。ドアについては全て内開きです。それから、体育館棟については、男性用が小二つ、大一つ、女性用が二つと、多目的トイレが1か所あり、ドアは全て外開きです。

岡山明委員 それで今まで一月がたったんですが、それに対して問題提起というか、問題は発生してないんですか。

吉藤山陽総合事務所長 問題とか課題ということですけども、これについては先般の一般質問の中で、ドアの外開き、内開きの質問がありまして、そのときに答弁しましたが、基本的に施設についてはトイレのドアは内開きが一般的と聞いています。体育館棟については、それがなぜ外開きなのかということですけども、これについては、体育館棟の女性用のトイレの一番北側にある個室の中に柱が1本通っているということで、便器を置くスペースの関係上、中のスペースがどうも狭いということで、内開きにすると開閉に支障があるということで、外開きの設計になっているということで、それに合わせて体育館棟については全て外開きという状況です。それについて私どもでは直接には聞いていないんですけども、議場で答弁しましたように、外開きにすると、ドアが開いたときに、外から入ってきた方に当たるということがあって内開きになっているようですが、市民病院がなぜ外開きなのかということも言われたんですが、想像ですけども、病院については内開きにすると、中で倒れられたときに救出するときに支障があるという可能性があるのではないかと思って

います。病院はそういった病気で来られる方が利用される施設ですので、当然その中で倒れる危険性が高いですので、それを考慮して、あえて外開きにされたのかなと思っていますけども、現状はそういうところです。

芳司総合政策部長 駐車場の通り抜けの件で、もともとのその施設のレイアウトにもなろうかと思っています。あの敷地の中で、まず保健センターは残すということでしたので、あれをそのまま残した状態で、体育館棟、それから総合事務所棟と中庭という意見もありましたので、レイアウトをした際、その西側、今通り抜けているところですが、あの部分については駐車場というレイアウトになると思っています。こういう公共施設の駐車場スペースは道路ではありませんので、通り抜けるということは本来は避けたいということではあるんですが、長年、あそこをそうやって使われていた方々から、そういう声がある以上は、どうしてもこれは認めざるを得ないのかなという協議の結果、それを認めた上で、ただ、やはり事故を避けなければならない事態ですので、そのための対策としてハンプの設置をしたということです。ただ、現実的にいろいろ支障を来しているという報告も受けていますので、例えばラインであるとか表示であるとか、先ほどの一旦停止も含めてですが、いろんな利用形態があろうと思っていますので、四輪だけではなく、自転車であるとか、徒歩の方もおられると思いますので、そういった方々の状況等も今後注視しながら、必要な対応をしていきたいと考えています。

尾山信義議長 開館セレモニーで「立派な施設」と挨拶したんですが、トイレがウォシュレットじゃなかったような気がするんですが。

吉藤山陽総合事務所長 ウォシュレット機能の件ですけども、普通の個室は普通の便器ですが、多目的トイレはウォシュレットの機能は当然付けています。

尾山信義議長 今どきの施設のトイレは、ウォシュレットぐらいは大体付くんじゃないですか。そんな意見、何も出なかったんですか。

吉藤山陽総合事務所長 私のほうでは承知していません。

河野朋子委員 29目厚狭地区複合施設費で、ある程度落ち着いてきて、この2,500万円というのが恒常的な、この施設に係る経費と捉えてよろしいんですか。

吉藤山陽総合事務所長 29目の2,561万3,000円が複合施設全体の1年間の維持管理に要する、いわゆる需用費的なものから光熱水費、それから警備関係に係る費用、全てを含んでいますので、年間的には大体この程度の経費が掛かると思います。

河野朋子委員 そうなりますと、今回、複合施設ということで、いろんな施設を一つにして、いろんなところで合理化とか、いろんな面でコスト的にどうなったのかなというのがちょっと気になったので、この2,500万円というものに対して、山陽総合事務所であるとか、図書館とか公民館とかいうものを一体化しましたよね。それで、どれだけの経費、ある程度合理化できたのかという試算は出しているのかどうか、お聞きします。

吉藤山陽総合事務所長 三つの施設が統合されて、どの程度経費の削減になったかということですが、この試算がなかなかしづらい面がありまして、以前の総合事務所については、機械警備が入っていませんでした。人的警備のみということで、今回については機械警備も含めていますし、施設の面積自体がかなり変わっていますので、単純に以前の三つの施設の決算額を合計して、比較をする手はあるとは思いますが、先ほど言いましたように、施設の規模なり管理の内容が若干変わっていますので、単純に計算しづらいということで、今現在その数値は持っていません。ただ、今まではそれぞれの施設で維持管理に当たっての契約であるとか、そういったことをしていましたけども、今度は一括的に一つの施設としてそういった契約の事務処理もできますので、そういった面では事務上から見ても軽減はされていると思っています。

河野朋子委員 今後、施設の統合の参考までに、是非とも、今は出していないかもしれませんが、そういった数値をきちんと分析して、どういった効果が上がるかとか、今後掛かるコストとか、そういったことにも関連してきますので、ぜひともこういったことはこれから先きちんと分析をして、できたら示していただきたいと思っています。よろしくお願ひします。

笹木慶之委員 中山間の事業、まち・ひと・しごとの中で、かなり大きなウェイトを持っていますよね。当然この28年度事業に対しての予算を付けられたわけですが、支所の地域活性化室で対応するというのを言われているようです。ですが、見てみますと、全く予算措置がありません。

人も金も物もない状態で、何をどうするのでしょうか。

芳司総合政策部長 中山間地域の対策については、山口県下でも約7割が中山間地域ということで、本市においても旧山陽町地区が中山間地域ということです。今、全国的あるいは山口県の中でもいろんな取組が進められているところですが、本市においては、まだその辺が十分ではないということがまず一つあります。担当課としては、総合事務所の地域活性化室が中山間地域対策という業務を持っていますので、そこを中心に展開をしていくようになるかと思っていますが、今の段階では決して十分やっていないということがあります。

笹木慶之委員 一部は分かりました。これからということですが、今身づくろいをしているという段階ですね。これから本当の業務に入っていくときには、きちっとした予算化をした中で事業に取り組むという仕組みになるかと思うんですが、まち・このひと・しごとの計画の中を見てみると、中山間何とか隊とかいう応援隊ですか、地域おこし協力隊の隊員やるとか、それから地域住民が主体となった地域づくりの推進とかありますよね。もう1点は、付け加えておきますが、この複合施設を造るときに、中山間の補助か何か使っているでしょ。それは、そういう地域でそういう仕事をやりなさいというのが背景にあると思うんです。だから、私は、仕事するなということを行っているわけじゃないわけで、やるならやらせるようにその背景を作ってやらないと、仕事ができないんじゃないかと思うんです。今日全ては言えないと思いますので、今後の思いも含めたところをちょっと答えてください。

芳司総合政策部長 厚狭地区の複合施設の整備に当たり、体育館とこちらのほうに県の中山間関係の補助金を受けています。その裏の倉庫についても、その関連ということで整備をした経緯があります。中山間地域ということについては、まず基本的に、地元の方々がどういう思いを持っているのか、どういう課題があるのか、ニーズがあるのか、この辺りの把握というのは不可欠であろうと思っていますし、当然そういったものも踏まえた上で、市としてどういう取組をしていくかということをも十分協議する必要があるかと思っています。数年前に地元とそういった意見交換をしたということも聞いているんですが、そのとき、ではどういうことをしていこうというところまでには至っていないということです。今後地域活性化室が中心となって、まず地元の方々のそういったニーズをまずしっかり把握していく。その中で行政として何ができるのか、どう

進めていくのが一番いいのかということを含めて、今後しっかり詰めていきたいと考えています。

笹木慶之委員 いずれにしても、早い時点でしっかりと取り組む体制を作ってもらいたいと思います。よろしくお願いします。

伊藤實委員長 複合施設、せっかくワークショップ等を開いて、利用者、市民の声を吸い上げて、聞いたのなら、それに沿うようなことをしないといけないと思うんです。正直言って、相当な苦情を聞きます。この間、一般公開されたときにワークショップの人にも見ていただいて、アンケートとかされていますよね。それはもう集計されていますか。ワークショップの意見、図書館の利用者の意見、空調付けてくれという意見、様々な意見があったわけでしょう。それがことごとく実現できてなくて、今年の夏の厚狭高の同窓会でも、スポットクーラーで何十万要するという話なんです。さっきの照明の件でもそうです。できた後にしようと思ったら、配線があるとかどうのこうのという話になるわけでしょう。せっかくこうやって新しいものを造ったのであれば、市民が使いやすい、そして造ってもらってよかったというものを造るべき。そのためにワークショップとかで市民の意見を吸い上げてしようというのが、結果的には、それが実現できないからこのような状況になっているわけですよ。だから、その辺のアンケート集計とかは、今までやっていたところがちゃんと精査すべきじゃないんですか。その辺も含めて、また自由討議なりでします。

芳司総合政策部長 24年度のワークショップ以来、様々な意見、要望もお聞きしてきました。当然、できること、できないこともありますので、そういった中でできるだけのことを今回の整備に当たってはしてきたと考えています。ただ、今指摘のありました図書館の照明であるとか、そういったことも含めて、詰めの甘い部分も当然ありましたので、その辺りについては、当然反省すべき点は多々あると考えています。アンケートについては、見学会をして、その後にワークショップのメンバーの方にそういった意見もお聞かせいただきたいと。最初に構想を作っていたので、私どもでもそれはしっかり読んで、まだいろいろな要望があるなということが十分分かった上で、今後の運営の中でどう対処していくのかということになりますので、その辺りについては、公民館、総合事務所、図書館という中で、担当部署にお渡ししましたけれど、私どものほうでも認識をしっかりとしていますので、今後何らかの形でそういった対応が必要であるということであれば、必要に応じてそれについて

ては対応をしたいと考えています。山陽小野田市として合併して11年になりますけれど、やはりたくさんの方の公共施設が老朽化してきています。そういったことの対応という中でも、この厚狭地区の複合施設の整備をしてきたわけですが、これが十分だったのか、どうなのかということについては、今後の利用者の活用の中で、しっかりサポートする中で、示したいと考えています。

小野泰副委員長 スポーツ施設費の工事請負費について、具体的にお願いします。109ページ。

川崎成長戦略室主幹 工事請負費1,567万5,000円ですが、柔剣道場の屋根の防水工事です。今強めの雨が降りますと、6か所で雨漏りしていますので、これを改修するようにしています。

小野泰副委員長 雨漏りは分かっているんですけど、会館ができてからすぐに雨漏りになって、その雨漏り対策をずっとしてきて、それでも駄目だから防水シートを全部かぶせて、これで大丈夫というにもかかわらず、ずっとそれが続いて、支障を来しているんです。どこから雨が落ちて、どおりを伝わって落ちてくるか分からないというのがずっとありました。ですから、その原因をきちんとつかんでやるということですか。

川崎成長戦略室主幹 今回は、今までのように漏れたからそこを部分的に改修するのではなくて、警察署の武道館が雨漏りをして、大規模改修、屋根の工事をして、10年以上も雨が漏っていないという状況なので、その工法を取り入れて、割と大規模な屋根の改修をしたいと思っています。

小野泰副委員長 前回やったときには上からばっさりかけましたよね。かけて、全体を覆ったので、大丈夫ということだったんです。それと、どう違うんですか。

川崎成長戦略室主幹 委員が言われる工事は、把握していません。

小野泰副委員長 それでもう直ると期待しておきます。ただ、これからの工法としては、やっぱりシンプルにさせていただくほうがいいと思いますので、そういう形もお考えください。

下瀬俊夫委員 99ページ。自治会事務費、当初で各自治会から前年度の決算

書を出すようになっているのかどうなのか。出さないところが1件でもあるのかどうか。

桶谷協働推進課長 自治会事務費の事業完了については、この3月1日付で各自治会長宛てに報告書の提出を依頼しています。今後はそういった書類関係が上がってきたのを見て、確認するようになります。

下瀬俊夫委員 それで、前年度でもいいんですが、報告書が上がってこない自治会が1件でもあるのかどうかということですが。

桶谷協働推進課長 各自治会に正式な報告書を求めるのは27年度、今年度の報告書が初めてです。

下瀬俊夫委員 ということは、これまでは具体的に要請はしていなかったということですか。これは、以前からかなり議論になっていたんですね。

伊藤實委員長 おととしから。

桶谷協働推進課長 行政の立場として、そういった事業完了を確認する書類を求めるのはこの度が初めてです。

伊藤實委員長 申送りができていないな。

下瀬俊夫委員 しっかりやってください。防犯外灯の件ですが、これまでは資料も出してもらえたんですが、新年度の計画もあわせて。

井本生活安全課長 新年度については、LED化の新設の補助が65灯、修理については535灯、蛍光灯の修理が10灯、柱の新設、修理それぞれ10灯という予算計画です。

下瀬俊夫委員 LED化はこれでかなり進むと思うんですが、積み残しは何件あるんですか。

井本生活安全課長 26年度に調査して、27年度は積み残し分を昨年9月に報告して、27年度で積み残し分は全部やりますということを約束して、それは実際にやって、そして、予算の範囲内で新たに促進分、これは灯数制限を掛けてですが、140灯ぐらいすることができました。

下瀬俊夫委員　そうすると積み残し部分はなくなって、これから出てくるのは新規ということですか。

井本生活安全課長　28年度は、新たに灯数制限を掛けることになると思いますが、促進分を行っていきたいと考えています。

下瀬俊夫委員　LEDの故障問題が起こっているかどうか。

井本生活安全課長　実際のところ、LED化、もうかなり前にされた自治会もありますので、数件、LEDの修繕も出てきています。

伊藤實委員長　自治会館の建設補助金について、何棟分ですか。

桶谷協働推進課長　28年度は8棟分です。

伊藤實委員長　自治会館の補助金について、自治会によっては老朽化したところもありますし、実は寝太郎町も自治会館を建設しようという話があります。市の考えとして、その補助金を出すのも一つですが、地域性とか、どれぐらい利用しているかとか、そういうことの精査も必要だと思うんですが、今回総合事務所ができましたし、そこの会議室を無償で貸し出すとか、そういう部分についての考え方、要は、自治会から要望があれば全て補助金を出す方針なのか答えてください。

桶谷協働推進課長　自治会館建設の補助については、大きく新設、増改築、修理、そして用地の購入と分かれます。特に新築については、その自治会でしっかりした運営ができるのか、将来的な世帯数の推移、そういったものも含めて相談をしています。できる限り周りの自治会館等の利用ができないのかということも含めて、協議をしています。

伊藤實委員長　複合施設ができましたし、寝太郎町は隣接していますし、勤労センター、そこも寝太郎町です。そういう公共施設の会議室を活用してもらおう。400万円ぐらいの補助金を出してもらおうという考えですが、地元のアンケートでは、年間何回しか使わないので、することないじゃないかという意見が多いわけですが、公共施設が隣接している場合に、市としてそのように総会とかにも使ってもらおう。そういうことをすることによって、補助金の400万円を出すのか、それともこっちを利用し

てもらって経費を削減するのか。その辺の将来構想についての考え方を聞きます。

桶谷協働推進課長 現在のところ具体的な事例がありませんので、施設の管理者等とそういった具体的な協議をしたというのはありません。ただ、今後そういった具体的な事案が出てきた場合には、協議していきたいと思っています。

伊藤實委員長 出てきた場合じゃなくて、行政の考え方として、北部地区、そういうような集会ができないようなところだったら仕方ないんだけど、商工会議所とか活用して自治会館のないところもあるわけです。だから、それぞれの世帯が個人負担をするよりは、そういう会館を利用したほうが良いという考えの方が増えているわけです。行政としても、今後こうやって公共施設を再編整備して、そういう補助金をほかに運用できるように持っていくとかも全然検討してないってことなの。事例があるなしじゃなくて、今後財政的なことも考える場合、やはりそのようなことも必要ではないかと。だから、市の今後の方針です。寝太郎町のほうから400万円の補助金の申請があったら、市は400万円払うわけです。しかし、総合事務所の会議室を年に1回か2回のことだったら、これを使ってくださいと、どっちが得ですかという話よ。そういう協議はしてないってことですか。

桶谷協働推進課長 そういった議論はしていません。

伊藤實委員長 しなくてどうするの。これまでどおり、言われたら出す方針なの。それだけ財源もあるということなの。言いたいのは、365日のうちのどれぐらい稼働するかとか、1世帯当たりの負担、そういうことも協議して、それをするよりは、市の施設だったら無償でお貸ししますよと。市の今の総合事務所の会議室、2時間ぐらいの総会を無償で年1回、2回使ってもらったほうが、400万円出すことを思ったら。そうやって財源をほかに回そうという発想はないのかな。

芳司総合政策部長 自治会館については、いわゆる地域コミュニティの拠点という捉え方の中で、市としてもその建設に関する補助金を出しているということですが、委員長言われたように、年に何回かの会議だけで終わるところもあれば、中にはやはり定期的に活動されているところもあります。そういった実態にそれぞれ対応しながら、ということになる

と思うんです。当面、窓口については協働推進課ということですので、そういった相談であるとか申請があったときに、どの程度の頻度なのか、やはり自分たちの自治会館があったほうがいいのか、そういう公共施設を使うということで済むものなのか、その辺りもしっかり今後聞きながら、市とすれば、せっかく整備した施設等もありますので、そういったことをさらに有効活用していただくというのは非常にいいことだと思っていますので、今後私どもでも、協働推進課サイドとも協議していきたいと思っていますし、まずは申請される自治会のほうがどういう意向なのかと、それをしっかりまず聞いていきたいと考えています。

伊藤実委員長 毎週、使うところだったらいいんだけど、総会しかしないようなところもあると思うんです。そこに税金を、もう塩漬けになるわけだから、やはりそういうことも精査しながら出す。だから、使われるところにはやっぱり積極的に出すべきだと思うんだけど、やはりそういうところまで精査する必要があると思うので、よろしくお願いします。

河野朋子委員 自治会事務費の補助金の件で、全自治会に今回報告書の提出を求めたって言われたんですけど、その報告書はどういったものなんですか。何か形式があるんですか。

桶谷協働推進課長 うちで様式を示して、それに自治会長名と印鑑をいただいて、市に提出していただくように依頼しています。

河野朋子委員 後でその形式について出していただきたいと思いますが、用意していただけますか。

伊藤実委員長 後ほどお願いします。

下瀬俊夫委員 99ページ、債権対策。特に国保の関係をお聞きしたいんですが、先般、資格証明書の問題が若干問題になりました。債権対策に回ってくる国保の関係でいえば、資格証明書の対象者が割合としてどの程度いるのか。件数も教えてください。

保永債権特別対策室長 債権特別対策室に移管されている全件数の約半分が国保年金課から移管されています。基本的には、原課で催告書等を出しても、なかなか納付がないという方がうちのほうに回ってきていますので、件数は分かりませんが、多くの方が資格証明書の方であると認識

しています。

下瀬俊夫委員 実は、資格証明書というのは、国保の加入者であるんだけど、権利がありませんという、いわゆる行政処分なんです。本人にきちんと会って、納付の意思を確認した上で、その意思がないということを条件に発行するというのが国の指導だと思うんです。ところが、多くの方が会えてないという実態があったわけです。会えてないのに資格証明書を発行している。その上、請求しても払わないから、この債権対策室に回ってきているんじゃないかなと思えるんです。これについては、きちんと原課とも協議した上で、見直す必要があるんじゃないかなと思っているんですが、いかがですか。

保永債権特別対策室長 債権特別対策室では、極力滞納者の自主納付を促していきたいと考えています。我々が働き掛けた中で、多くの方が来庁されます。来庁されて、相談室の中で今後の納付についての協議を行うんですけれども、我々の立場では、分納を開始される方については、資格証明書ではなく、短期保険証を出してほしいというのがあります。ですので、我々のところに相談に来られて、分納の誓約書なりを出していただいた方については、原課にすぐ上がってきてもらって、その場で短期保険証を出してくれという働き掛けはしています。

下瀬俊夫委員 債権対策室に相談に来られた方とか、あるいは分納の意思がある方は限定的ですよね。私が言っているのは、納める意思がないということで債権対策室に回ってきている事例がかなりあるんじゃないかと。そういう点で、もっと原課との協議があるんじゃないかなと思っているんですが、いかがですか。

保永債権特別対策室長 そのとおりだと思います。

矢田松夫委員 97ページ、中学生の海外派遣事業委託ですが、中学ごとの対象生徒数に最大1対14.6倍、非常に不公平な選考になっているということ、もう一つは他市への通学者に門戸が開放されていないことですが、これについては十分検討するということになっていましたが、今年度どうされるのか、回答をお願いします。

桶谷協働推進課長 ただいまの質問ですが、大きく三つの視点から検討しました。まず1点目は、本事業の目的をどう考えるか、どう捉えるかです。

そして2点目は、受け入れてもらう相手の学校側の体制問題です。それから3点目が事業効果です。まず、1点目の本事業の目的をどのように捉えるかということですが、これによって生徒の選考方法も大きく変わってくると思っています。相手のレッドクリフ市ですが、こちらの市も合併をしている関係で、姉妹都市の関係を再確認するために平成22年10月に姉妹都市の同意書に調印をしています。合併したレッドクリフ市の事情も十分考慮して、まずはこの事業を着実に軌道に乗せることが重要であると考えています。こうしたことから、派遣生徒には親善大使としての役割を担っていただき、本事業の趣旨を引き続き両市の友好親善と相互理解を深めて、加えて広い視野と国際感覚を備えた人材の育成を図るということが第一だと考えています。2点目の受け入れてもらう学校側の体制です。レッドクリフ校の担当者と受入体制についても協議をしています。受入生徒については、最大8名、引率教員については1名、こういったことから、派遣生徒の安全面を第一に考えますと、派遣生徒は従来どおり6名がベストかなと考えています。それから、最後、3点目の事業効果ですが、単に派遣される生徒の倍率を平準化すれば公平になるという、そういった事業ではないと思っています。派遣されなかった、いわゆる残された生徒の公平性も担保したいと考えています。こうしたことから、各中学校1名の選出方法は、派遣された生徒はもとより、帰国報告を聞いた生徒や地域の方々も刺激や恩恵を受けて、海外に目を向ける可能性が担保されると考えています。それにより、姉妹都市の理解も深まる、これによってこの事業の効果が一段と上がると思っています。そういったことから、選考方法については、各中学校から1名と考えています。

矢田松夫委員 検討したことないんでしょ。検討した結果でいろいろ言われたけど、親善大使とか最大人数とか言われたけど、結局何を検討したんですか。不公平な選考になっているので検討してくれと。回答は、十分検討するという回答をされたんですが、全然従来と変わらないという選考方法の結果の話聞いたんですが。

桶谷協働推進課長 検討するに当たっては、繰り返しの説明になりますが、本事業の目的をどう捉えるかによって選考方法も変わってくると思っています。

伊藤實委員長 同じこと言わんでいいよ、変わってないってことね。

中村博行委員 107ページの13節委託料で、市民マラソン大会委託料があります。これは厚陽地区で1月に行われている大会だと思いますけれども、10周年の記念事業の際に、始まる前に、この拡大化ということを検討してはどうだろうかということで。今マラソン熱ですよ。北九州マラソンがかなりの反対を押し切ってやって、大成功したという例もあります。参加料を取って、もっと活性化、交流人口の拡大を図るという考えはなかったのかということです。宇部市でも、くすのきカントリーマラソンとかそういったことで、私も参加したことあるんですけど、その当時は2,500円の参加料で、記念になるTシャツとかが出たりして、参加した意義がしっかりあったわけですけども、そういうものを含めた中で、今後そういう方向で考えられるということをお持ちかどうか、お尋ねします。

川崎成長戦略室主幹 市民マラソン大会ですけども、厚陽地区でやっている大会です。合併前から歴史のある大会ですが、拡大についてというか、特に今、参加者を制限しているわけではないんですが、距離からすると、10キロ、5キロ、3キロ、1.5の親子ペアということで、厚陽の開作を走っています。これについて、参加料を取るか取らないかという話も実行委員会でしたんですけども、まだ参加料を取るまでのこともなかろうと。中止になったときに返すとか、手間等を考えたときに、まだまだそこまでの大会ではないのかなと思っています。それと、陸上競技協会が竜王山のほうでもマラソン、それから駅伝を実施していますが、これも一部参加料を取っていますけども、参加記念品等を渡していない大会です。今後については、距離を延ばすとかいうことになりましたら、警察とかいろいろ関係機関との調整も必要ですし、今のところ距離を延ばすというよりは、参加者を増やしていきたいということから、この大会を充実させていきたいと思っています。

中村博行委員 考え方が全然違うんですけども、拡大しようというのは、あくまでも厚陽地区でやりなさいよって言うんじゃないんです。江汐公園とか埴生のオートレース場から、例えば北のほうに向いていけば交通量も少ないですし、そういったこともできると思うんです。実際に、埴生でもマラソン大会が今実施されていると思うんです。ですから、各地域のマラソン大会を一つに統合した大きな大会にして、市外からも人を呼べるような、交流が図れるような大会ということではあるんですけども、そういう考えのもとで進められるということはありませんでしょうか。

川崎成長戦略室主幹 厚陽地区でなければ、宇部もくすのきのマラソン、下関も海峡マラソン等実施されています。マラソンか、ロードレースかというようなことになったり、ハーフマラソンもいろいろありますけども、単独でやるのか、広域でやるのかも含めて、検討していきたいと思います。

伊藤實委員長 検討ということで。

矢田松夫委員 103ページの文化会館の関係ですが、一つは意見ですが、文化会館の運営委員9人となっていますが、いつも決算を見ると、3分の1は不用となって、いわゆる欠席者が多いということで、せっかく文化会館の運営委員になっていますので、できるだけ出られるようにしていただいて、欠席がないようにして、不用額にならないようにぜひお願いをしたい。できるだけ全員揃うような運営方法をお願いしたい。二つ目は管理委託料ですが、昨年200万円ぐらい下げて落札されています。それから半年ぐらいたったんですが、この金額で、文化会館の管理委託に支障があるのかないのか。

西田文化会館長 まず、1点目の実行委員の件ですが、これについては、いろいろ都合を伺う中で、できるだけ出ていただくようお願いし、協力していただいています。それから、空調電気給排水関係の委託料については、かなりの入札減が出ていますが、現状、今の業者に変わっても支障はありません。

伊藤實委員長 ほかによろしいですか。それでは、5分ほど休憩して、55分から。

午後3時48分休憩

午後3時55分再開

伊藤實委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。次は、16番の審査事業、レノファ関係とパラリンピックの関係、執行部の説明を求めます。

川崎成長戦略室主幹 審査事業は、4事業のうち新規の事業が3事業です。予算書は106ページから109ページとなります。まず、レノファ山口

調査事業、資料の105ページ、この事業については、県内唯一のプロスポーツチームであるレノファ山口を活用したまちづくりを推進するための調査事業に要するものです。レノファ山口のもたらす効果は、本市の知名度の向上、シティセールス向上、交流人口の増加、人口の増加などが考えられ、さらに市民の多くの方に関心を持っていただければ、市民の一体感の醸成も図られ、まちの活性化につながると考えています。レノファ山口を活用するためには、本市に根付いてもらう必要があります。根付いてもらうためには練習環境を整備することが必要です。練習環境の整備を具体的にいいますと、J1ライセンス基準に適合したクラブハウスとグラウンドの整備が必要です。J1ライセンスの基準を見ますと、Jリーグの申請期日が6月末で施設完成が来年1月末となっています。予算の内訳は6月申請に向けた準備のためにJリーグ又は日本サッカー協会等との調整のための旅費20万円、それから、図面等作成のための委託料30万円です。代表質問での市長の答弁にもありましたように、市では6月申請に向けて準備を進めていますので、多くの市民の方にレノファ山口に関心を持っていただき、熱い思いを届けて、一緒になってレノファ山口の活用によるまちの活性化につながればと考えています。

伊藤實委員長 執行部の説明で、レノファ山口とのパートナーシップ事業については継続事業なので説明はありません。レノファ山口まちづくり調査事業が新規事業で説明がありましたので、スポーツによるまちづくり事業の1番、2番についての質疑を受けたいと思います。

大田成長戦略室長 今回の説明を少し修正させてください。今回のこの50万円という予算を6月のライセンス申請に向けた旅費、それから図面を書いてもらう調査委託と説明しましたが、これはきちんとした恒久的な練習場及びクラブハウスを検討していくための旅費及び委託料です。当面、ライセンス申請に上げるのは、Jと相談しながら暫定的なクラブハウス等になりますので、そのための予算ではありません。レノファ山口のクラブハウス、練習場を整備することによって、選手、スタッフにこちらに住んでもらうという政策に変わりはありません。それはそれとして、50万円の予算の中で視察等を将来に向けて検討していくということです。それと当面の課題として、今、J2に上がって戦っているレノファ山口が、シーズン当初の目標として、今シーズンJ2優勝、来季J1に上がるという目標を立てて公表しました。ということは、レノファ山口は、来季のJ1ライセンスに向けた申請をJリーグに対してしていくということです。この申請の期日が6月30日になっているんです。単純

に成績だけではなくて、試合会場、練習施設、経営面、そして、最後に成績がくるんです。ですから、秋の成績がどうなるかは別として、残りの三つの部分について、審査を夏過ぎまでに終わるとというのがJリーグのやり方です。ですから、来季J1に上がる気持ちのあるクラブは出してこいということです。その本申請が6月30日で予備申請が4月30日です。将来はきちっとした施設整備の計画を持ちながら、当面、その施設整備が行われるまでの間、暫定的にJ1の基準を満たす、必要最低限満たす練習場の整備をしていく、クラブハウスの整備をしていくということになります。これは、予備申請を終えた後、Jと相談をしながら本申請に備えていくということになりますので、この予算ではなく早急な検討課題ということでやっていくということになりますので、よろしくをお願いします。今、レノファ山口と市長との間で確認が取れていることは、今回の申請に向けても、練習場は山陽小野田市内で申請を上げてもらうということについては、お互い合意形成ができています。

伊藤實委員長 今、室長から報告があったことについて何かありますか。

中村博行委員 委員長の代表質問でもありましたけれども、下関、宇部のそれに向けた動きというのがある程度目に見えた形で今あるんでしょうか。

大田成長戦略室長 J1の6月の申請に向けた当面の動きというのは我々しかしていないとは思いますが、恒久的な施設整備については、これからどこもということになるかと思えます。具体的な話はまだ聞いていませんけれども、例えば、レノファの社長が昨シーズンの報告に行かれたときに、その首長がぜひ練習はうちの市内でという発言があったやには聞いていますけれども、事務方で具体的な検討に入っているという情報は今のところありません。

下瀬俊夫委員 クラブハウスの問題もですが、選手の宿舎の問題について、幾つか案としては出されましたよね。例えば、古い住宅を活用しようみたいな話があったんですが、具体的に検討はされているんですか。

大田成長戦略室長 雇用促進住宅を受け取るかどうかという中で、少し手を加えて改修して、それがレノファの寮として使えるか、あるいは理科大生の寮として使えるかを検討しようということは市長の指示にあったんですけれども、実際に建築住宅課の一級建築士に見てもらって試算してもらいましたが、かなりのお金が掛かるということプラス、造りそのも

のが昔ながらの造りですから、最近の生活スタイルに合わないということで、お金を掛けて改修しても入居者が望むような状況には持っていけないということで断念をしています。

伊藤實委員長 今回のレノファの件ですが、今回の予算は今後の部分についてということなので、その辺、合意しているということであれば、早急に進めて行ってほしいと思うし、署名活動も更に拍車が掛かって、やろうという機運がありますので、執行部のほうもしっかりとレノファとも協議しながらしてほしいと思うんだけど。

大田成長戦略室長 大事な部分を言い忘れました。Jの申請に向けて暫定的な施設整備をするとは言いましたが、暫定的とはいえ、グラウンドの芝生化及び暫定的なクラブハウスで結構なお金が掛かるんです。最終的には早急に行うということですが、その前提として市長が常々言われているのは、市民の大半が望んでいる、あるいは了解してもらえんということが前提だということですので、一番必要なのは市民の中の盛り上がりということになるかと思っておりますので、我々もそういう機運を作っていくようにしていきたいと思っています。

伊藤實委員長 今のことについても、議会のほうも更なる署名、みんなで集めようということで、議会側も4,000人ぐらいの署名を目標にやっていますし、19日は街頭署名にも協力するというので、執行部、市民を巻き込んでやりたいと思いますので、お願いします。

笹木慶之委員 お尋ねしますが、この評価表の中で、原課の評価と企画の評価がかなり点数が違うと思うんですが、これはどうなんですか。

川地総合政策部次長兼企画課長 105ページの妥当性のところだと思いますけれども、目的の妥当性、自治体関与の妥当性で、これについては、原課は5点、うちのほうは3点を付けていますが、この差のことだろうと思います。目的の妥当性については、住民ニーズがどこまで高いのかというところで、企画が点を付けるときは、まだ、その辺の機運がそんなに盛り上がっているのかということもありましたので、一応3点という形になっています。自治体関与の妥当性についても、義務付けられている事業ではないということですので、3点を付けています。

伊藤實委員長 よろしいですね。それでは、次の新規事業について説明をお願い

いします。

川崎成長戦略室主幹 それでは、資料の107ページ、パラサイクル連盟とのパートナーシップ事業について説明します。この事業は、山陽オートレース場での日本パラサイクリング連盟の合宿に合わせて、講演又は実技演習等を開催するものです。昨年10月に山陽オートレース場にて障害者の自転車競技であるパラサイクリングの合宿を行い、日本パラサイクリング連盟からは合宿地として高評価を得ているところです。28年度は、5月、リオオリンピック・パラリンピック後の10月に2回の合宿を予定しており、その際に講演又は実技演習等を開催し、障害者スポーツへの理解と振興を図るとともに、山陽オートレース場の活用を進めていきたいと考えています。予算の内訳については、日本パラサイクリング連盟に委託料として50万円を計上しています。

伊藤實委員長 それでは、執行部の説明が終わりましたが、何か質疑はありますか。

中村博行委員 このパラサイクリングですけども、オートレースの走路との相性についての評価として、走りやすいとかというのは聞いていますか。

川崎成長戦略室主幹 オートレース場は傾斜が割と緩やかということで、かなり評判はいいようです。

伊藤實委員長 これもスポーツでのまちづくりの一環として、レース場との共有というところがありますので、オリンピックの誘致、これもまた宣伝になるので、しっかりとしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。それでは、次の事業について。

川崎成長戦略室主幹 東京オリンピック・パラリンピックキャンプ地誘致事業について説明します。資料は111ページで、この事業は2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックを契機として、本市のPR、スポーツによるまちづくりを推進するため、キャンプ地誘致を検討するものです。資料の113ページと114ページに全体のスケジュールを示しています。2020年の東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ地誘致に向けて、本市では、今、想定できるものとして、サッカーとパラサイクリングを考えています。誘致相手国としては、姉妹都市のモートンベイ市のあるオーストラリアを考えています。28年度は、

山口県がリーフレット、DVD、ホームページでの誘致ツールの制作運営、市町との連携会議、研修会を開催することとしており、それに本市も参画し、併せて山陽小野田市キャンプ地誘致委員会を立ち上げることにしています。予算の内訳は、山口世界大会等キャンプ地誘致活動の負担金50万円計上をしています。

伊藤實委員長 それでは、オリンピックの誘致事業について質疑を受けます。それでは私のほうから、競技の合宿をして成果があったというのがさっきの事業であったんだけど、これが先方から来た話なのか、まず、きっかけ作りになったのは何ですか。

川地総合政策部次長兼企画課長 これについては、国の経済産業省、オートレースとか、競輪とかの関係がありまして、この関係から、パラサイクリングについての事業紹介があり、パラサイクリングをやるところが、本拠地の静岡県の伊豆の国市だけなので練習会場がなかなかない。西日本の練習場を探されているときに、たまたまオートレース場はどうなのかという経緯があり、そこから話がとんとんと進みまして、公営競技事務所と企画課とが間に入り、こういった合宿が実現されました。先ほど川崎主幹も言ったように、非常に内容的には好評だったので、来年度も是非オリンピックの前に来て合宿をしたいということも聞いています。

伊藤實委員長 そういう面でいくと、オートか競輪場しかないよね。競輪場はすごく傾斜があるけど、パラサイクリングはどういうバンクですか。

川地総合政策部次長兼企画課長 基本的には試合は競輪場でされていますので、バンクは非常にきついです。ただ、競輪場は1周のコースの距離が短いので、練習は、非常に耐久力を必要としますので、傾斜が緩くて長距離を走るとというのが非常にいいという話を聞いています。

伊藤實委員長 そういう面でいくと、オートでは飯塚がひょっとしてライバルになるかも分からないので、こういうのも早く、先手必勝で。

下瀬俊夫委員 サッカーのワールドカップのときに、事前のキャンプを全国的に誘致運動が起こって、地域の住民との交流とか、ホームステイなんかも含めてかなりの交流があったわけですね。これは、オーストラリアが相手だけど、どの程度の人数が来るんですか。

川崎成長戦略室主幹 分かりません。チーム数で1チーム、それから、マスコミとか、関係者がどのぐらい来られるかは分かりません。チームは登録人数ですから、30人ぐらいが来られるんでしょうけども。

下瀬俊夫委員 30人程度でどうのこうのという話はなかなか難しいんだけど、例えば、もし決まった場合に宿舎なんかは、市民との関係で、どういう格好で造っていくんですか。そういうのは、まだ全く分かっていないんですか。

川崎成長戦略室主幹 山陽小野田市にキャンプ地誘致委員会、学識経験者も含めての委員会を立ち上げて、その中で協議をしていきたいと思っています。

中村博行委員 船橋が閉鎖されたということで、山陽オートの日数が増えたということがあって、オートレースに支障を来たすということはないとは思いますが、選手寮なんかも使われる予定でしょうか。

川地総合政策部次長兼企画課長 昨年11月に実際に合宿に来られ、そのときには選手寮を使っています。トイレのバリアフリー、ちょっとこの辺が問題なので、ここは課題ということですが、それ以外については、多分支障がないということだったと思います。

伊藤實委員長 ほかに。よろしいですね。それでは、16番の事業審査を終わります。休憩25分まで。

午後4時20分休憩

午後4時26分再開

伊藤實委員長 それでは、休憩前に引き続き、審査番号5番、2款総務費の2項の部分の審査番号13の山口東京理科大学に関連する事業についての執行部の説明を求めます。

大谷成長戦略室副室長 それでは、審査事業ナンバー13、①公立大学法人山口東京理科大学薬学部校舎建設事業について説明します。資料83ページから87ページで、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学に薬学部を平成30年4月に設置するため、薬学部校舎の建設や施設設備

の整備を行うもので、平成27年度から平成30年度までの4年にわたる事業となります。事業の総額は109億1,900万円で、事業年度ごとの内訳は、平成28年度が45億2,150万円、平成29年度が63億9,650万円、平成30年度が100万円となっています。財源については、合併特例債と学校施設整備事業債を活用する予定で、合併特例債を16億3,000万円、学校施設整備事業債を64億8,000万円、合わせて81億1,000万円としています。事業年度ごとの内訳は、合併特例債は、平成28年度、平成29年度、それぞれ8億1,500万円、学校施設整備事業債については、平成28年度が27億1,000万円、平成29年度が37億7,000万円としています。その他、大学を有する地方公共団体には、普通交付税額の算定において、大学を設置し管理するための経費が基準財政需要額に算入されていますので、交付税措置される額の2割を充当することとしています。これにより、一般財源として平成28年度に6億9,338万円、平成29年度に15億1,408万9,000円、合わせて22億746万9,000円が必要となりますが、現在、有利な財源等について検討をしています。薬学部校舎建設のスケジュールについては、校舎建設の工期に14か月を要することから、平成30年4月に校舎が供用開始できるよう、昨年12月定例会において、基本及び実施設計、測量及び地質調査に係る委託料の債務負担行為補正を可決していただき、今年2月に入札により業者決定しましたので、平成28年度の9月定例会までに工事費に関する補正予算の提出ができるよう作業を進めていきます。工事費に係る補正予算が可決されたら、年末までに着工できるよう入札を行い、業者を決定していきます。

伊藤實委員長 全部関連するので三つとも。

大谷成長戦略室副室長 続いて、審査事業ナンバー13、②公立大学法人山口東京理科大学運営費交付金事業について説明します。審査資料89から90ページで、公立大学の財源は、寄附金や委託金等の小規模なものを除くと、授業料などの学生からの納付金とその設置者である地方公共団体からの拠出に大別されます。地方公共団体からの拠出については、地方独立行政法人法第42条の規定において、設立団体は地方独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができると定められていますので、公立大学法人化した山口東京理科大学に対して山陽小野田市から運営費交付金という形で拠出することになります。運営費交付金を算定する上でのルールとしては、まず、大学の適切な運営に必要な標準的な支出見込

額を算定し、その支出見込額から大学の自主財源である入学検定料や入学金、授業料などの学生納付金や受託事業等の標準的な収入額を差し引き、その不足する部分を運営費交付金として交付することとしています。運営費交付金の財源としては、公立大学を有する地方公共団体に対しては、大学を設置し、管理するための経費が普通交付税額の算定において、基準財政需要額に算入される形で措置されています。具体的には、一定の基準に基づき算出された学生一人当たりにより要する経費、単位費用に公立大学の在籍生数を乗じて算定されており、平成28年度については、学生1人当たり168万4,000円、在籍生数900人とし、総額15億1,560万円を見込んでいます。この地方交付税で措置された額については、公立大学法人に交付する運営費交付金、大学の健全な財政運営に必要な資金を積み立てるための基金、薬学部校舎建設に係る経費へ充当することとしています。平成28年度は公立大学の運営に必要な経費として14億3,400万円、大学の自主財源として5億8,400万円を見込んでいますので、その差額分の8億5,000万円を運営交付金として交付することとしています。平成28年度の運営費交付金の内訳は地方交付税措置額から5億2,718万6,000円、大学施設整備負担金から3億2,281万4,000円となっています。大学施設整備負担金は公立大学法人化に伴う施設設備の改修更新やコンピューターシステム構築等の準備経費として学校法人東京理科大学から5億9,600万円が市に支払われるもので平成28年度は運営費交付金に3億2,281万4,000円、残りの2億7,318万6,000円を運営基金に積み立てることとしています。続いて、ナンバー13の③公立大学法人山口東京理科大学運営基金積立事業について説明します。審査資料91、92ページで、これは、地方自治法第241条第1項に基づき、本市が設立する公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の健全な財政運営に必要な資金を積み立てるために基金を設けるものであり、大学の施設の建設や大規模改修、用地の取得、教育研究、退職手当等に要する経費に充てることを目的としています。基金の財源としては、公立大学を有する地方公共団体に対しては、大学を設置し、管理するための経費が普通交付税額の算定において基準財政需要額に算入される形で措置されていますので、地方交付税措置される額から運営費交付金と薬学部校舎建設に要する経費に充当する額を差し引いた額を積み立てることとしています。平成28年度は地方交付税措置される額15億1,560万円から運営費交付金5億2,718万6,000円と薬学部校舎建設に係る経費に充当する5,200万円を差し引いた9億3,721万4,000円を積み立てることとしています。さらに平成28年度については、学校法人

東京理科大学から支払われる大学施設整備負担金5億9,600万円から運営費交付金に充当する3億2,281万4,000円を差し引いた2億7,318万6,000円を基金に積み立てることとしていますので、平成28年度は12億1,040万円を基金に積み立てることとしています。

伊藤實委員長 それでは質疑に入りますが、質疑については一つずつ行いたいと思います。最初に、公立大学法人山口東京理科大学薬学部校舎建設事業についての質疑を受けたいと思います。

下瀬俊夫委員 昨日の三者懇談会の中で、具体的に建設の位置図等が示されたと聞いています。それは、こういう公の場では出せないということでしょうか。

大田成長戦略室長 まだ市長の許可をもらっていません。

下瀬俊夫委員 昨日の三者懇談会で提案された内容が決まったんですか。決定機関とは僕は思っていないんだけど、そうであれば、ここは予算を扱うところですから、当然、資料提出として要求したいと思っていますが。

大田成長戦略室長 決定はしていません。設計会社から案を提示していただいて、なぜその案になったかの説明を受けました。その後、三者で意見交換をしたということです。

河野朋子委員 これも本会議場で、この件について市民への説明はどうかという質問に対して、市長が、大学側と市とでまだ調整が十分できていなくて、市民から聞かれてもきちんと答えられないので、そういった説明会がまだ開けないというようなことがあったと思います。そういった答弁があるんですけど、今回のこの予算に関しての提案と答弁を、どのように受け止めたらいんでしょうか。

大田成長戦略室長 今後の決定事項によって、この予算が大きく変わるということはありません。薬学部の校舎建設については、現在の学校敷地内に建てていくことは決まっていますので。ただ、どの場所に建てるかということは、まだ決定していませんけれども、現在の学校敷地内に建てることは変わりはありませんので、大きな予算のかい離はないと思っています。

河野朋子委員 となりますと、結局、どういったところが調整できてなくて、市民に聞かれて答えが出せないのか、私たちもまどろっこしいというか、何を言われているのかよく分からないので、その辺り、どう理解したらいいんでしょうか。

伊藤實委員長 市長じゃないので、答えられないでしょ。河野委員、もう1回、質問をしてあげて。答えられないと思うよ。

河野朋子委員 市長の答弁から理解したのは、大学側と市側で何かまだ一致できていない部分があって、調整が十分できていないところがあるために、市民にいろいろ聞かれたときにきちんとした答えが出せないのも、市民に対する説明がまだできないと言われてたんですけど、それは一体どういったことが問題なのか。そして、この予算とか、今後の薬学建設、あるいは公立化に対してどういった影響が出る問題なのか。具体的に何かはつきり分かることがあったら教えていただきたいということです。

大田成長戦略室長 市長に直接聞かないと全ては分かりませんが、一つあるのは、現在の学校敷地内のどこに薬学部の校舎を建てるかによって、現在、宇部市から譲受を受けて3月末に返す土地、それから、使用貸借させてもらう土地のどの辺りにどれだけの広さで薬学部の校舎が掛かるかによって、宇部市との間で用地購入を交渉していく面積が変わってきますので、その部分については、まだ決まっていないということは確実にあると思います。

河野朋子委員 それと、ちょっと気になったのが、大学としては「世界に羽ばたく」、余り表現をよく覚えていないんですけど、そういったイメージがあって、市としては市立ですので、山陽小野田市の地元で根ざした堅実な大学のイメージを抱いているけれども、その辺りの調整ができていないと言われるんですけど、これはすごく根本的な問題だと思うんですけど、これがまだ調整ができていないと理解しましたが、どうですか。

大田成長戦略室長 調整はできています。というのが、定款が決まった段階で、その定款に基づいて学校運営をしていきますので、できています。ただ、一つ心配しておられたのは、普通交付税措置があるものですから、多くの研究費を要求されるのではなかろうかという懸念は持っていましたけれども、28年度の大学の当初予算を作る過程において、研究研修費に

についてはこういう考え方でいきますということを決めて、それに基づき予算を作っていますので、そこは解決できたと思っています。

矢田松夫委員 85ページの建設事業費の関係で質問しますが、今の土地の関係を聞いていますと、一つは安く買うと、もう一方は10年間で支払っていくと言われたんです。そういうことであると、いわゆる土地の購入費は、まだ15ページに入っていないから、増えるという想定でいいんですか。

大田成長戦略室長 市長から説明がこれまでもあったように、宇部市との間では、現在、建物は恒久的な建物が建っている所、それから、将来、薬学部の校舎として恒久的な建物が建つ部分については購入する方法で考えたい。ただし、購入金額等については、今後、協議をしていくということです。それ以外の土地については、当面、10年間は使用貸借させてほしいということで了解を取っています。10年後に買う、買わないというのは、現時点では決めていません。宇部市と事務方で意見交換をしていますのは、薬学部の校舎の建設位置がきちんと決まって、そして、校舎用地となる面積が決まり、交渉が成立した段階、価格交渉等が成立した段階で、お互いが議会の議決にかけていきたいと思います。ですから、どこかの時点で補正になろうかと思えます。

伊藤實委員長 今回の件は理科大の委員会でも指摘しているように、前回の委員会の市長の説明の中で、委員会では買うべきではないというのは全会一致だったんだけど、要するに下地と上物が別の名義ではいけないということで、補助金の関係上、買わざるを得ない状況ですよね。そうであれば、極力安くというのが委員会でもそうだし、一般会計のほうもそういうような思いなので、その辺が確定した際には、やはり執行部としても議会の意向をしっかりと伝えていただきたいと思いますが、その辺についてはどうでしょうか。

大田成長戦略室長 最終的には市長同士で直接交渉されると指示を受けていますけれども、その準備の資料として、短大が開設される前の当時の状況が分かる写真等がないだろうかということで、今、理科大に当時の造成工事前の写真集とか、工事一式がありましたので、それをこちらに持って帰っています。それらを吟味しながら市長が交渉されると思います。

松尾数則委員 当初の約束どおり、この建物は山陽小野田市の中小ゼネコンで

やるというお話だったんですが、その思いは今でも変わりはないでしょうか。

大田成長戦略室長 市長の思いに変わりはありません。異例の措置として、市内のAランクの業者様に全て集まっていただいて、2度にわたりお話を聞いています。1回目は経営者、2回目は経営者と技術者の責任者に来てもらって意見交換を交わしています。その中で、やっぱり約束されたのは、市内業者を最大限活用しますということは言われていました。

下瀬俊夫委員 よく分からないんですが、これまでもスケジュールとの関係で言えば非常にタイトなスケジュールになっているということで、その地元業者に対する、一点は不信感といいますか、本当にできるんだろうかというのがあったわけです。今話を聞くと、地元業者間のジョイントでこれを対応していくということになるんですか。

大田成長戦略室長 いろんな手法があると思います。地場の業者だけのジョイントになるケース、それから、ゼネコン、スーパーゼネコンと地場の業者がジョイントしていくというケース、どちらにしろ、一つの工区ではなくて複数の工区になりますから、それぞれの工区をどういう組み合わせでやっていくかというのは、今後、決めていかないといけないようになると思います。最終的には、今の予定では9月議会で工事費の補正予算を認めていただいてから工事の発注をしていくという予定ですから、夏過ぎ辺りに、もう一度業者のお話を聞きたいと思っています。その頃に山口県内、それから全国の工事の状況、人夫の確保とか材料の確保とか、あるいはきちんとした実施設計が上がってきますから、それに基づいてどのぐらいの工事の程度になるのかということが決まりますので、それらをお示しした上でもう一度きちんとお話を伺って、それらを検討して、どのような最終的な工事手法になるかを検討したいと考えています。

下瀬俊夫委員 確認ですが、今言われたのは、基本的に分割発注するということではないんですか。

大田成長戦略室長 現時点では分割発注と考えています。

伊藤實委員長 よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、2番目の大学運営費交付金事業について、それと次の積立金も関連しますので、

その辺についてありますか。

中村博行委員 生徒数927人と推移が書いてあるんですけども、30年は薬学が入っている数字だと思いますけれども、今年度200人の定員を364人取ったケースがありますよね、今年もかなり多めに取られると思うんですけど、その辺で、ここ一、二年は影響はないと思うんですけども、多過ぎた場合、ちょっと危惧されるものですから、その辺りの生徒数の想定は、どのようにお考えでしょうか。

大田成長戦略室長 この度の入試を開始するに当たって、大学のほうで31年度までの採用予定計画を作っています。これは、薬学部の新設申請も見込んだ採用予定計画で、工学部については、28年度の在学学生を870人になるようにということで、今のところ考えています。この数字は、前に作りましたので、若干数字は出した資料よりは少なくなつてこようかなと思います。と言いますのが、薬学部の新設の申請に当たって、新たに学部を新設する申請は、申請時において定数の1.15倍以上の学生がいると申請を受け付けてもらえないということが分かったものですから、当初は校舎のキャパが許す限りは、ある程度の多くの学生に入ってもらおうと考えていたんですけども、当面、薬学部の新設申請を終えるまでは、そこら辺を慎重に考える必要があると思っています。

下瀬俊夫委員 4月が目の前ですが、大学人事は一体いつ頃決まるのかという問題ですが。

大田成長戦略室長 4月1日付の人事異動案は、既に内々に決定しています。ただし、市と大学との間の人事交流、派遣等については、どの人物になるかはこれからになるのかなと思います。

伊藤實委員長 よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、13番の審査については終了します。

大田成長戦略室長 勘違いしていました。平成28年、資料の数字が900人で、実際は870人と想定しているのですが、ずれたと言いましたけど、ずれていませんでした。大学は870、大学院が30で、ぴったり900となっています。よろしくお願いします。

伊藤實委員長 それでは、110ページから131ページですが、5時を過ぎ

ると思いますが、5番の審査まで終了したいと思いますので、時間延長してでも審査しますので、よろしくお願いします。それでは、質疑を受けます。

下瀬俊夫委員 123ページ、市長選挙。これは、先般の本会議で前回の市長選挙を住民投票と合わせてやったということに対する、若干の反省の弁がありました。これについて、別々にできるような仕組みを考えるべきだという市長自身の話があったわけですが、これは担当としてはどう受け止めていますか。

中村総務部長 先日の総務文教でもお答えしましたが、市長の答弁により、条例の改正について検討に入りたいと思っています。

下瀬俊夫委員 そうすると、次期市長選挙までにはきちんと対応するということですね。

中村総務部長 その辺り、約束はできませんが、速やかに検討に入りたいと思っています。

中村博行委員 121ページの委託料のポスター掲示場設置委託料と、123ページ、やはり13節の委託料、かなり違いがあるんですけども、これは参議院と市長選でどのような違いがあるのでしょうか。

藤村選挙管理委員会事務局長 参議院については、この平成28年度中に全て終わるんですが、市長選挙は年度をまたぐ関係で28年度から29年度にかけてということで、それぞれの年度に計上されるようになりますので、債務負担行為も上げています。

中村博行委員 それから、以前から委員会からも掲示場の設置場所について、近いところにあるとか、いろいろ指摘をされていると思うんですけども、それについて何か検討、変更するとか増やす、減らすとかの検討はされていますか。

藤村選挙管理委員会事務局長 特に増減については検討していませんけれども、現状の場所で支障が出るようなところについては、今現在、特に支障が出る所はほとんど聞いてないんですけど、支障が出る所については、別の場所を考えるということには行っていきたいと思います。

下瀬俊夫委員 18歳選挙権の問題で、具体的に選管としては、啓発も含めて
どういう対応を考えていますか。

藤村選挙管理委員会事務局長 直接18歳の新たに有権者となる方には、啓発
等の実施はしていないんですけれども、今年度、小学生を対象に出前講
座をしています。それから、従来からやっている中で、新成人に対して
はがき等で啓発していましたが、今年度からは、18、19にも拡大し
ていくということで行っています。それと、来年度、予定ですが、
4月に小野田工業高校で出前授業、それから、一部の企業に新入職員を
対象にした出前講座をする予定にしています。

下瀬俊夫委員 小野田工業高校に対して出前講座をするという話ですが、これ
は学校側からの要請でしょうか。もっと選管が、特に高校生を対象にし
た出前講座とか、いろんな対応について、もっと基本的に全ての高校ぐ
らい対象にすべきじゃないかなと思っているんですが、いかがですか。

藤村選挙管理委員会事務局長 今回は小野田工業高校から依頼があり、それで
出ていくようにしています。それと、先ほど、どういう啓発をしている
かということでしたんですけれども、最近、新聞等で取り上げられたん
ですけれども、今度の参議院議員選挙で、各投票所の事務従事者につい
て高校生の事務従事をお願いに、今から高校のほうに行こうと思ってい
るんですけれども、それに合わせて、啓発等についてもお話をしていき
たいと思っています。

下瀬俊夫委員 それは、全生徒を対象にした催しですか。僕が言っているのは、
卒業するまでには18になるわけですから、基本的に学校の全生徒を対
象にした取組が必要じゃないかと言っているわけです。そこら辺につい
ての計画なり方向性は、あるのかどうなのか。

藤村選挙管理委員会事務局長 まず、先ほどの小野田工業高校のことから言い
ますと、1年から3年まで全生徒に対する出前授業ということになりま
す。それから、投票所については、選挙運動は18歳以上でないとでき
ないということになりますけれども、投票所の事務は、選挙運動ではな
いので、1年生でもできるということですので、高校生全てを対象にお
願いしようと思っています。

伊藤實委員長 今の事務の件ですが、それはアルバイトということになるんですか。

藤村選挙管理委員会事務局長 従来、当日投票所では、職員だけでは人数が足りないところを臨時職員ということで、各投票所に2名から4名程度雇っているんですけど、その部分について、全員は難しいと思うんですけど、一部高校生に充てようと考えています。

伊藤實委員長 市内の公立が三つと私学が一つ、その4校全部ということですか。

藤村選挙管理委員会事務局長 全ての高校にお願いに行きたいと思っています。

伊藤實委員長 行きたいということは、まだ話はしていないということですか。

藤村選挙管理委員会事務局長 全部ではないんですけど、小野田工業高校とかサビエル高校については、機会があったのでお願いに行きますという話はしています。

伊藤實委員長 実は、厚狭高の校長からすごい苦情が入りました。先に、これが報道されて、全然聞いてないと。学校の対応もいろいろとあるのに、何で行政が勝手にするのかと、大変怒っていましたよ。普通であれば、いい案だと思うんです。それであれば、やっぱり現場の校長先生にそういう相談から入ってしないと、ここの議会で決まって、予算が通ったからしましょうということをする、学校は学校で、その対応についても、いろいろと考えないといけないわけです。やっぱりそういうところも含めて考えないといけないし、ちょうど夏休みというか、課外、7月かな、参議院選挙は、やっぱり、そういうところが気配りがないんじゃないかな。その辺どうしますか。すぐに行かないとできないよ。

藤村選挙管理委員会事務局長 これについては、議会等でも昨年12月の一般質問の中でも、今から啓発も兼ねて、高校のほうに投票所の臨時職員等をお願いしたいということも言っていますし、それを受けてなのかどうかは分からないんですけど、うちからマスコミに流したわけじゃなくて、最初は朝日新聞が取り上げて、それから中国新聞とかが取り上げて、NHKとかいう形で、うちからこうやりますよと言ったわけじゃなくて、今からこうしたいというところで取り上げられたというところがありま

す。

伊藤實委員長 だから、報道が先に出たんでしょう。この啓発も含めて、せっかくいいことをしようと思っても、現場の学校サイドに事前に話を通さないからこんなことになるので、だから、こっちから言わなくてもマスコミに載ったということであれば、すぐに行って、それぞれの学校長にこういう事情でということをしてしないからこうなるわけです。もう、マスコミに載ってから何週間になるわけでしょう。やはり、そういうところの対応がまずいわけ。こういうのは相手があることだから、そして、また学校ですから、いろいろと保護者からも意見もあろうし、そういうところの事前の対応、小野田工業学校から言われたからと。今度は18歳で投票権が発生するわけです。それで他の高校に行っていなかったら、公平公正にならないわけじゃないですか。何で、そこまでちゃんと気配りをしないかというところなんです。やっぱり、選挙というものに興味を持ってもらいたいんだけど、その1票によって当落も変わるわけですから、より慎重にすべきです。どうですか。

藤村選挙管理委員会事務局長 出前講座については、教育委員会との絡みで、小中学生を対象にするということです。ずっとやってきました。高校のほうは、県の選挙管理委員会が主にやっていますので、うちのほうから、あえて高校にどうですかという話はしていません。ただ、高校から依頼があれば、それはお断りするものがないので、依頼があれば講座は十分していくということで、そして、先ほどの投票所の臨時職員については、なるべく早く、マスコミに上がった段階でお話をしておけばよかったと言われればそのように思います。

伊藤實委員長 いやいや、「思います」というよりは、やはりそこぐらいしないと。これいい提案ですよ。いい提案であるからこそ、この提案を現場サイドの校長先生にこういう構想でということをやっておけば全然問題ないわけ。いい提案が、ちょっとしたことを抜かしたばかりに、こんなことになっているわけ。「言われたから」って、私の言った意味をよく理解されてなくて、市内の公立高校と私学で四つありますと、県の選管が関わって小野田工業から要請があったから行きましたと、それはそれでいいでしょう。でも、他にも同じ18歳が通学している三つの学校があるわけ。やはりするのであれば、四つ全部する。やはり公平公正、すごく重要な部分だと思うので、それが必要じゃないんですかということを知っているわけ。

藤村選挙管理委員会事務局長　こちらのほうから出前講座はされるということであればということでお聞きはしてみたいと思います。ただ、どうしても、これは依頼がないとできないものです。

下瀬俊夫委員　では聞きますが、県の選管は、各学校にきちんとそういう対応をしているんですか、そういう調査したの。それがあれば、小野田工業高校から、わざわざ市の選管に要請が来るわけないんですよ。高校から要請されるというのは、それは筋論かもしれないけど、やっぱり市の選管が各高校に話を持って行って、結果的に各高校から市の選管に要請してくれという方法だってあるんじゃないですか。選管の姿勢がちょっと弱いと言わざるを得ないんですけど、いかがですか。

藤村選挙管理委員会事務局長　確かに言われるように、こちらから出前講座はどうでしょうかと言えばよかったですけど、高校については県の所管というところで、ちょっと遠慮していたところがありまして、そこは遠慮しないでどんどん行けばいいじゃないかと言われればそのとおりで、うちのほうから、こういう出前授業もできますということで話をしていきたいと思います。

岡山明委員　期日前投票です。これ、今回改正があり、小さな子供も入れられる。そういう状況の中で、大型施設で子連れで期日前に参加できるという形で、そういう大型施設での期日前投票の設置の可能性はどうですか。

藤村選挙管理委員会事務局長　期日前投票に子供を連れていけるということは、まだ一部改正が通ったかどうか確認していないので、まだ分からないんですけども、それとは別に期日前投票所を商業施設等という質問だったと思うんですけども、これについては、従来から私どもの姿勢は変わってなくて、今ある三つの期日前投票所と、それからもう1か所ぐらいは増やそうということで、考えています。

岡山明委員　今回、宇部市も商業施設でやろうという、そういう形が整ってきているんですけど、それに追従するということは無理ですかね。

藤村選挙管理委員会事務局長　これも、従来から期日前投票所に関しての質問の中でお答えしているんですけども、いろんな問題があって、もう1か所増やそうという期日前投票所についても、地域バランス等々も考え

て南部のほう、具体的には赤崎公民館に設置ということで考えていきたいと思っています。

岡山明委員 南部ではなくて、商業施設にということで、その利便性を考えて私はお話をしているんです。商業施設ではどうかって聞いているんです。

藤村選挙管理委員会事務局長 それについては、従来からお答えしているとおりで、特に商業施設に設置する予定はありません。

下瀬俊夫委員 今の問題に関連するんですが、理科大が市立になるということ をきっかけに、あれだけの人数がいるわけですから、理科大の中に期日前を設置する考えはありませんか。

藤村選挙管理委員会事務局長 今現在は考えてないんですけれども、例えば、専用線が設置されるとか、そういう条件がそろえば、その辺りも検討はしてみたいと思います。期日前システムを動かすために、専用線を引かないといけないので。

大田成長戦略室長 市の光ファイバーが竜王中学校までしか行っていないんです。それで、この度人事給与システム・財務会計システムを市役所とつなぎ込むために、JRをまたぐのに非常にお金と交渉期間が掛かるのでどうしたものかと悩んでおり、今は、民間の電話回線を利用して暗号化して送って解読するという、ちょっとスピードは遅いんですけど、その契約をして当面はやっていくという方法です。サッカー交流公園がその方法でやっていて、それと同じ手法で、今回、理科大もしたんですが、処理スピードが遅いものですから、将来的には光ファイバーを引いていきたいと考えています。

中村博行委員 岡山委員が言われたようにサンパークについては、私も早くから提案した件ですよね。一向に前に進もうという気を感じないんです。それで、また投票率がどんどん下がってきて、年齢を下げたことで、どの程度上がるのか下がるのか、これも見えないんですけれども、やはり投票率を上げるという意味では、殻を破ってほしいという気がしますので、その辺りお願いしたい。

伊藤實委員長 そのことは、自由討議でもしましょう。ほかによろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、審査番号5番についての審査を終了

します。若干延長しましたが、明日は6番が残りましたので、審査番号8番が済んでからするというので、明日も9時から10款の教育費についてから始めたいと思います。本日の委員会を閉会します。お疲れさまでした。

午後5時15分散会

平成28年3月15日

一般会計予算決算常任委員会委員長 伊 藤 實